0 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律 (平成十九年法律第

号

抄

(平成二十

· 年 四

月

日施行

(附則第百四条関係

現

行

2 第九十六条 む。 加算、 かわらず、その額が最も高い一の遺族給付の経過的寡婦加算を支給し 済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含 できる者は、 族共済年金の経過的寡婦加算 族厚生年金の経過的寡婦加算、 第一項の規定により、 的寡婦加算を支給し 合において、 · _ その間 第二十四条、)及び昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第五項の規定にか 族給付の中高齢 「遺族給付の経過的寡婦加算」という。 共済年金各法の定めるところにより、 地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算又は私学共済法の遺 他 (略 当該最も高い遺族給付の経過的寡婦加算が二以上あると 昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第五項 の遺族給付の経過的寡婦加算の支給を停止する。 第三十九条第一 寡婦加算等の支給の 改 その間 同時に同一の死亡を支給事由とする二以上 (以下この項及び第九十六条第二項にお 項、 国共済法の遺族共済年金の経過的 他の遺族給付の経過的寡婦加算 正 第五十六条第一項又は第七十四 (調整) その 案 の支給を受けることが 一の遺族給付の経過 (私学共 この場 \mathcal{O} 支給 寡婦 の遺 条 2

止する。

遺族給付の中高齢寡婦加算等の支給の調整

第九十六条 (略

合におい 加算、 きは、 かわらず、その額が最も高い一の遺族給付の経過的寡婦加算を支給 む。)及び昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第四項の規定にか 族共済年金の経過的寡婦加算 第一項の規定により、 を停止する。 的寡婦加算を支給し 済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含 できる者は、 いて「遺族給付の経過的寡婦加算」という。 族厚生年金の経過的寡婦加算、 その間、 第二十四条、 共済年金各法の定めるところにより、 地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算又は私学共済法の遺 て、 他の遺族給付の経過的寡婦加算の支給を停止する。 当該最も高い遺族給付の経過的寡婦加算が二以上あると 昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第四項 第三十九条第一 その間 同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の (以下この項及び第九十六条第二項にお 項、 国共済法の遺族共済年金の経過的 他の遺族給付の経過的 第五十六条第一項又は第七十四 その一の遺族給付の の支給を受けることが 寡婦加算の (私学共 この場 支給 経過 寡婦 遺

0 月一日(一部平成二十三年四月一日)施行) 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律 (平成十九年法律第

号) 抄 (平成二十二年四

(附則第百五条関係)

(傍線部分は改正部分)

目次 第八章 第一章~第六章 第七章 第一節 第五節 第四節 第一節 第三節 第二節 第二節の二 第一款 第二款 国家公務員共済組合法関係 厚生年金保険法関係 発効日前の障害又は死亡に係る保険給付等に関する特例 第三十五条-(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者の特 (第三十四条の二―第三十四条の四) (略) 改 -第三十七条の二) 正 案 目次 第八章 第七章 第一章~第六章 第一節 第五節 第四節 第三節 第二節 第一節 第一款 第二款 第 節 一款 国家公務員共済組合法関係 厚生年金保険法関係 長期給付等に関する特例 発効日前の障害又は死亡に係る保険給付等に関する特例 第三十五条-略) (略) (略) (略) (略) 四十五条) 長期給付等の支給要件等に関する特例 (略) 略 (略) 現 -第三十七条) 行 (第四十二条—第

第九章 第二節 地方公務員等共済組合法関係 不服申立てに関する特例等 (第四十二条—第四十四条)

第一節 五条) 地方公務員等共済組合法の適用範囲に関する特例 (第四十

> 第二款 四十九条) 長期給付等の 類の計算等に関する特例 (第四十六条—第

第三節 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例 第五十条 -第五十二条)

第四節 二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する

第五節 不服申立てに関する特例等 特例(第五十三条・第五十四条) (第五十五条—第五十七条)

第九章 地方公務員等共済組合法関係

第一節 地方公務員等共済組合法の適用範囲に関する特例 八条) (第五十

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例 六十二条) (第五十九条—

第

第二款 長期給付等の 額の計算等に関する特例 (第六十三条

第三節 六十六条)

発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例 第六十七条—第六十九条)

第四節 一以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する

第五節 不服申立てに関する特例等 (第七十二条— 第七十五条)

特例(第七十条・第七十一条)

第十章 第一節 私立学校教職員共済法関係 私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例

(第七十六

(第五十条

第二節 長期給付等に関する特例

第 款 長期給付等の支給要件等に関する特例 (第七十七条—第

第十章

私立学校教職員共済法関係

節

私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例

第二節

不服申立てに関する特例等

(第四十六条

-第四十九条)

- 739 -

	一 (略) 当該各号の定めるところによる。	附則 第十一章 雑則 (第五十四条—第六十二条)	第二節 不服申立てに関する特例等(第五十一条—第五十三条)	
二 被用者年金各法 次に掲げる法律をいう。	一 (略)		第一節 二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有する者に第十一章 被用者年金各法の規定による給付に係る調整 「新五節」不服申立てに関する特例等(第九十条―第九十二条) 特例(第八十八条・第八十九条)	第三節 第効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例(ハ十四条) 第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例(第八十一条—第

れる期間の計算の基礎となる期間として当該相手国との社会保障協て同じ。)の支給を受ける資格を得るために相手国法令上必要とさり支給される年金たる給付その他の給付をいう。第五十七条におい五 相手国期間 相手国年金 (年金制度に係る相手国法令の規定によ

定に規定する相手国の期間をいう。

規定にかかわらず、健康保険の被保険者としない。除く。)であって次の各号のいずれかに掲げるものは、同条第一項の項に規定する日雇労働者(次項において「日雇労働者」という。)を第三条健康保険の適用事業所に使用される者(健康保険法第三条第八

一~三 (略)

兀 た者、 る規定を除く。 五条の規定により地方公務員等共済組合法の規定 給付に関する規定を除く。 ないこととされた者 : 規定により私立学校教職員共済法の短期給付に関する規定を適用 次条第一項の規定により船員保険の被保険者としないこととされ 第四十一条の規定により国家公務員共済組合法の規定)を適用しないこととされた者又は第五十条第)を適用しないこととされた者、 (長期給付に関 第四十 (長期 項 す

2 · 3 (略)

第四 らず、 て船: いずれかに掲げるものは、 定により船 舶 所有者 船員保険 船員法 舶 (船員保険法第三条に規定する場合にあっては、 (昭和二十二年法律第百号) の被保険者としな 所有者とされる者) 船員保険法第二条第 に使用される者であって次の各号 第一条に規定する船員とし 一項の規定にかかわ 同条の

一 (略)

る期間の計算の基礎となる期間として当該相手国との社会保障協定同じ。)の支給を受ける資格を得るために相手国法令上必要とされり支給される年金たる給付その他の給付をいう。第百三条において七 相手国期間 相手国年金 (年金制度に係る相手国法令の規定によ

に規定する相手国の期間をいう。

規定にかかわらず、健康保険の被保険者としない。除く。)であって次の各号のいずれかに掲げるものは、同条第一項の項に規定する日雇労働者(次項において「日雇労働者」という。)を第三条 健康保険の適用事業所に使用される者(健康保険法第三条第八

一~三 (略)

四次条第一項の規定により私立学校教職員共済法の短期給付に関

「長期給付に関する規定を除く。)を適用しないこととされた者又は第

「長期給付に関する規定を除く。)を適用しないこととされた者又は第

「大条第一項の規定により地方公務員等共済組合法の規定(長

「大会第一項の規定により組定により国家公務員共済組合法の規定

「大会第一項の規定により船員保険の被保険者としないこととされた者、

2 · 3 (略)

第四 らず、 規定により船舶所有者とされる者) \mathcal{O} て船舶所有者 条 いずれかに掲げるものは、 船員法 船員保険の被保険者としない (船員保険法第三条に規定する場合にあっては、 (昭和二十二年法律第百号) 船員保険法第二条第 に使用される者であって次の各号 第一条に規定する船員とし 一項の規定にかかわ 同条の

略

規定を除く。)を適用しないこととされた者条の規定により地方公務員等共済組合法の規定(長期給付に関するに関する規定を除く。)を適用しないこととされた者又は第四十五二第四十一条の規定により国家公務員共済組合法の規定(長期給付

2 (略

項の規定にかかわらず、国民健康保険の被保険者としない。のいずれかに掲げるものは、国民健康保険法第五条又は第十九条第一第五条 市町村又は特別区の区域内に住所を有する者であって次の各号

· 二 (略)

とされた者、 組合法の規定 ととされた者、 された者、 又は第五十条第 定 としないこととされた者、 れた者、 に関する規定を適用しないこととされた者 第三条第一項の規定により健康保険の被保険者としないこととさ (長期給付に関する規定を除く。) を適用しないこととされた者 同条第二項の規定により日雇特例被保険者としないことと 前条第一項の規定により船員保険の被保険者としないこ 第四十五条の規定により地方公務員等共済組合法の規 (長期給付に関する規定を除く。 次条第一項の規定により後期高齢者医療の被保険者 項の規定により私立学校教職員共済法の 第四十一条の規定により国家公務員共済)を適用しないこと 短期給付

四 (略)

2

1 (略)

(国民年金の任意加入被保険者の特例)

をいう。次項において同じ。)その他政令で定める者(政令で定める第八条 相手国の国民(当該相手国に係る社会保障協定に規定する国民

給付に関する規定を除く。)を適用しないこととされた者五十八条第一項の規定により地方公務員等共済組合法の規定(長期期給付に関する規定を除く。)を適用しないこととされた者又は第二 第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合法の規定(長

2 (略

項の規定にかかわらず、国民健康保険の被保険者としない。のいずれかに掲げるものは、国民健康保険法第五条又は第十九条第一第五条 市町村又は特別区の区域内に住所を有する者であって次の各号

一·二 (略)

ととされた者又は第七十六条第 済組合法の規定 員共済組合法の規定 ととされた者、 された者、 れた者、同条第二項の規定により日雇特例被保険者としないことと 済法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた者 いこととされた者、 としないこととされた者、第四十一条第一項の規定により国家公務 第三条第一項の規定により健康保険の被保険者としないこととさ 前条第一項の規定により船員保険の被保険者としないこ 次条第一項の規定により後期高齢者医療の被保険 (長期給付に関する規定を除く。) を適用しないこ 第五十八条第一項の規定により地方公務員等共 (長期給付に関する規定を除く。) を適用しな 一項の規定により私立学校教職 員共

四 (略)

2 (略)

(国民年金の任意加入被保険者の特例)

をいう。次項において同じ。)その他政令で定める者(政令で定める第八条 相手国の国民(当該相手国に係る社会保障協定に規定する国民

除期 期間」 通常居 定 る数として政令で定めるもの以上であるものは、 険料半額 に規定する保険料四分の三免除期間の月数、 とみなされた期間であって政令で定めるものの月数並びに同 社会保障協定に係るも 金法第五条第 間 適用については という。 \mathcal{O} 住 月数を合算した月数が当該政令で定める社会保障協 免除期間 する二十歳以上六十五歳 項に規定する保険料納付け 0 の月数及び同条第六項に規定する保険料四 月数及び他の法令の規定により保険料納 同条第 のに限る。 項第三号に該当する者とみなす。 未満 であって、 \mathcal{O} 済期間 Ł \mathcal{O} のうち、 同 当該 条第五項に規定する保 。 以 下 同法附則 相 その 手国 「保険料納 第五条 者 \mathcal{O} 定に定め 分の 条第四 領 付 \mathcal{O} 済期間 域 玉 付済 民年 方に \mathcal{O} 免 規 項

2 · 3 (略)

(相手国期間を有する者に係る老齢基礎年金等の支給要件等の特例)

第

略

2 であつて政令で定めるものの あるのは においては、 に限る。 を改正する法律 \mathcal{O} 加算等」 付又は給付に加算する額に相当する部分 $\dot{\mathcal{O}}$ -金等改正法」 相手 数 特例等に関する法律第 玉 という。)の配偶者について、 とあるの 期間を有する老齢厚生年金の受給権者 (相手国期間 同項第一号の規定にかかわらず、 という。 (昭 は に関し、 和六十年法律第三十四号。 \mathcal{O} (社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法 二条第 附則第十四 月数とを合算した月数」 月数と当該老齢厚生年金の それぞれ当該各号の規定 次の各号に掲げる国民年金法による給 五号に掲げる相手 条第一 (以 下 項第一号に該当しない 同号中 以下 「老齢基礎年金の (国 国期間 とする。 民年金法等 昭 を適用で 額 (その 和六十年国民 を ٢ する場合 、 う。 額 \mathcal{O} 振替 لح 者 部

> 除期間 定の 期間」 通常居 険料半額免除期間の月数及び同条第七項に規定する保険 る数として政令で定めるもの以上であるものは、 に規定する保険料四分の三免除期間の月数、 とみなされた期間であって政令で定めるものの 社会保障協定に係るものに限る。 金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間 適用については、 とい \mathcal{O} 住する二十歳以上六十五歳未満 月数を合算した月数が当該政令で定める社会保障協定に定 、 う。 の 月数及び他の法令の規定により保険料納 同条第 一項第三号に該当する者とみなす。 であって、 のもののうち、 同条第六項に規定する保 当該 月数並びに同 (以 下 同法附則第五条の %相手国 その 「保険 料四 者 \mathcal{O} 付済 料納 · 条第 分の 領 \mathcal{O} 域 玉 期 付済 民 方に 五. 項 間 8 免 年

2 · 3 (略)

第十一条 (略) (相手国期間を有する者に係る老齢基礎年金等の支給要件等の特例)

2

定の実 十四号。 該老齢厚生年金又は退職共済年金の額」 わらず、 当該各号の 号に掲げる国民年金法による給付又は給付に加算する額に相当する部 受給権者 年 分 条第一項第一号に該当しない者に限る。 相手国 掲げる相手国 金 (以下「老齢基礎年金の振替加算等」という。) に関し、それぞれ (第· /施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第 同号中 以下 |期間を有する老齢厚生年金又は共済年金各法による退 十四四 (国民年金法等の一 規定を適用する場合においては、 条第 「昭和六十年国民年金等改正法」という。 期 間 (その 項 をい 第 . う。 額 号において とあるのは 部を改正する法律 であつて政 退 と (T) 令で定め]職共済年金」 (相手国 同項第 配偶者につい (昭和六十年法律 0) 期間 月数」 るもの 一号の規定にか)附則第十 とい (社会保障協 とあるの 0 て、 一条第七号 、 う。 月数と当 次の 職 第 共 は 済 カュ 各 兀 \mathcal{O}

一~六(略

3

4 以後 六十年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定を適用する場合に をいう。 年金保険法等の特例等に関する法律第1 おいては 「同日の属する月以後の相手国期間 六十五歳に達した日の属する月以後の相手国期間を有する者 の国民年金) | | | | 同項中 の被保険者期間を有する者を除く。 同 同法 日以 (後の国民年金の被保険者期間) とあるのは (社会保障協定の実施に伴う厚生 一条第五号に掲げる相手国 「国民年金法」とする。 について、 とあるのは 同 昭 期 訚 和 日

第 者が、 同じ。 いう。 十二条 間内にその傷病が治った日 第三十六条第三項において準用する場合を含む。 るときは、 料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。 法第三十条の二第二項、 下この その者の疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病 相 い状態に至った日を含む。 「初診日」 手国)に該当するときは、)による障害について国民年金法第三十条第一項ただし書 当該傷病につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日 ては、 項、 相手国期間 期間を有する者に係る障害基礎年金の支給要件等の特 その日とし、 という。 次項及び第十九条第一 その者の相手国期間であって政令で定めるものを保険 (政令で定める社会保障協定に係るものを除く。 以 下 から起算して一年六月を経過した日 第三十条の三第二項、 (その症状が固定し治療の効果が期待でき 第二十九条第 同法第三十条第一項ただし書の規定の適 「障害認定日」という。 項において同じ。 項にお 第三十四条第五項 以下この項にお (以 下)を有する者が て同じ。 におい ただし、 「傷病」 (その て保険 例 その が いて 及び 议 (同 と あ 期

「)の月数とを合算した月数」とする。

一~六 (略)

3 (略) / 下

4 をいう。)」と、 以 年金保険法等の特例等に関する法律第1 おいては、 六十年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定を適用する場合に 「同日の属する月以後の相手国期間 後の国民年金 六十五歳に達した日の属する月以後の相手国期間を有する者 同項中 の被保険者期間を有する者を除く。 「同日以 「同法」とあるのは 「後の国民年金の被保険者期間」 (社会保障協定の 一条第七号に掲げる相手国 「国民年金法」とする。 につい 実施に伴う厚 とあるの て、 同 昭 間 生 は 和 日

第十二条 者が、 同じ。 るときは、 間内にその傷病が治った日 用につい 法第三十条の二第二項、 いう。 以下この項、 な 下 料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。 第三十六条第三項において準用する場合を含む。 その者の疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病 相手国期間を有する者に係る障害基礎年金の支給要件等の 「初診日」 状態に至った日を含む。)に該当するときは、)による障害について国民年金法第三十条第一項ただし書 当該傷病につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日 、ては、 相手国期間 その日とし、 という。 次項及び第十九条第一 その者の相手国期間であって政令で定めるものを保険 (政令で定める社会保障協定に係るものを除 以下 から起算して一年六月を経過した日 第三十条の三第二項、 (その症状が固定し治療の効果が期待でき 同法第三十条第一項ただし書の 第二十九条第 「障害認定日」という。 項におい 項におい て同じ。 第三十四条第五項 以下この項にお 。 以 下)を有する者が て同じ。 におい ただし、その 「傷病」と 特例 規定の適 (その て保険 が 及び 议 (同 あ 期

九 により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く 条第二項に規定する保険料免除期間 第二十条第一項及び附則第四条において同じ。)又は国民年金法第五 年金の被保険者期間とみなされたものを含む。 料納付済期間 十六条第二項第一号イ、第十七条第二項第一号イ、 以下 (の規定により保険料納付済期間又は保険料納付済期間である国民 「保険料免除期間」 (昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第 という。 (同法第九十条の三第一項の規定 を有しないときは、 次項、 第十九条第 次条第二項、 この限りで 項 及び第 一項、 第

2·3 (略)

ない

(老齢基礎年金の振替加算等の額の計算の特例

第

もの)とする。

七に該当するものであるときは、当該各号に定める額のうち最も高いわらず、それぞれ当該各号に定める額(その者が当該各号のうち二以わらず、それぞれ当該各号に定める額(その者が当該各号の規定にかか額は、昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項の規定にかかる十四条 次の各号に掲げる者に支給する老齢基礎年金の振替加算等の

定による老齢基礎年金の振替加算等の額に期間比率を乗じて得た額者に限る。次項第一号において同じ。)の配偶者 同条第一項の規年国民年金等改正法附則第十四条第一項第一号に該当するに至った老齢厚生年金の受給権者(第十一条第二項の規定により昭和六十

ない。 年金の被保険者期間とみなされたものを含む。 九項の規定により保険料納付済期間又は保険料納付済期間である国民 により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く 条第三項に規定する保険料免除期間 第二十条第一項及び附則第四条において同じ。)又は国民年金法第五 料納付済期間 十六条第二項第一号イ、第十七条第二項第一号イ、 以下 「保険料免除期間」という。 (昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第 (同法第九十条の三第一項の規定 を有しないときは、 次項、 第十九条第 次条第二項、 この限りで 一項 及び 一項、 第

2 · 3 (略

(老齢基礎年金の振替加算等の額の計算の特例)

もの)とする。
上に該当するものであるときは、当該各号に定める額のうち最も高いわらず、それぞれ当該各号に定める額(その者が当該各号のうち二以わらず、それぞれ当該各号に定める額(その者が当該各号のうち二以 額は、昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項の規定にかか第十四条 次の各号に掲げる者に支給する老齢基礎年金の振替加算等の

た額 六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第一号に該当するに至 れぞれ計算 るときは った者に限る。 年金等」という。 規定による老齢基礎年金の振替加算等の 老齢厚生年金又は退職共済年金 (当 「該受給権者が一 した額のうち最も高い 次項第一号において同じ。)の配偶者 老齢厚生年金等の受給権を有しているものとしてそ の受給権者 上の 老齢厚生年金等 (第十一条第二項の規定により昭 (以下この条において 額に期間比率を乗じて得 受給権を有して 同条第一項 「老齢厚生 和

一 (略)

略

- 齢基礎年金の振替加算等の額に按分率を乗じて得た額次項第三号において同じ。)の配偶者 同条第一項の規定による老国民年金等改正法附則第十四条第一項第二号に該当する者に限る。 て「特例による障害厚生年金」という。)の受給権者(昭和六十年二 この法律の規定により支給する障害厚生年金(次項第三号におい
- の月数を合算した月数を、二百四十で除して得た率年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者であった期間一前項第一号の期間比率。老齢厚生年金の受給権者の当該老齢厚生

一 (略)

- 当該イ又はロに定める率 前項第三号の按分率 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、
- る期間の月数が零である場合にあっては、 に掲げる期間の月数を、 の月数) 額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 おいて同じ。 法をいう。 であることが理論的に可能な期間に基づく按分率により給付の 我が国の公的年金に関する法律 を合算した月数で除して得た率 第五十六条第)の被保険者(以下「公的年金被保険者」という。 (1)及び(2)に掲げる期間の月数 項、 第六十二条及び附則第三十四条に (国民年金法及び厚生年金保険 (1)及び(3)に掲げる期間 (2)に掲げ (1)
- 者であった期間であって政令で定めるものを合算したもの(1)特例による障害厚生年金の受給権者の厚生年金保険の被保険
- (2) 昭和三十六年四月一日以後の期間(1)に掲げる期間並びに二

- 分率を乗じて得た額 一項第二号に該当する者に限る。次項第三号において同じ。)の配一項第二号に該当する者に限る。次項第三号において同じ。)の配一項第二号に該当する者に限る。次項第三号において「特例による障害給付」とここの法律の規定により支給する障害厚生年金又は共済年金各法に
- 各号に定める率とする。
 次の各号に掲げる前項各号の期間比率又は按分率は、それぞれ次の
- 期間の月数を、二百四十で除して得た率員又は加入者(以下「被用者年金被保険者等」という。)であった生年金等の額の計算の基礎となる被用者年金各法の被保険者、組合前項第一号の期間比率。老齢厚生年金等の受給権者の当該老齢厚

二 (略)

- 当該イ又はロに定める率三が項第三号の按分率が次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、
- 。第百二条第一項、第百六条及び附則第三十四条において同じ。イ 我が国の公的年金各法(国民年金法及び被用者年金各法をいう
- げる期間の月数)を合算した月数で除して得た率(2)に掲げる期間の月数が零である場合にあっては、(1)及び(3)に掲場合 (1)に掲げる期間の月数を、(1)及び(2)に掲げる期間の月数(という。)であることが理論的に可能な期間に基づく按分率によいの被保険者、組合員又は加入者(以下「公的年金被保険者等」)の被保険者、組合員又は加入者(以下「公的年金被保険者等」
- った期間であって政令で定めるものを合算したもの(1) 特例による障害給付の受給権者の被用者年金被保険者等であ
- ② 昭和三十六年四月一日以後の期間(①に掲げる期間並びに二

第五十一条の規定の例による障害認定日) 由とする特例による障害厚生年金にあっては、 給事由となった障害に係る障害認定日 日の属する月以後の期間及び当該特例による障害厚生年金 十歳に達した日の属する月の前月までの期間、 (二以上の障害を支給事 の属する月後の期間 六十歳に達 厚生年金保険法 の支 した

- (3)て政令で定めるもの 当該特例による障害厚生年金の受給権者の相手国期間であ
- 口 に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定 で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率 と特例による障害厚生年金の受給権者の相手国期間であって政令 8 る社会保障協定の場合 公的年金被保険者であった期間と相手国期間とを合算した期 イ(1)に掲げる期間の月数を、 当該月数 間
- 除く。 第四号厚生年金被保険者期間 厚生年金被保険者期間 険者期間 生年金保険法第 ところによる。 という。 は国家公務員共済組合連合会の確認を、 第一 項の規定の適用を受けようとする者 の配偶者の厚生年金保険の被保険者であった期間のうち、 以 ては地方公務員共済組 下 第一 一条の五第 ては日本私立学校振興 一号厚生年金被保険者期間」 (以 下 項第二号に規定する第二号厚生年金被保 (以下 「第三号厚生年金被保険者期間」 合の確認を |第四号厚生年金被保険者期間 同項第三号に規定する第三号 ・共済事業団の確認を受けた (同項第二号に掲げる者を 同項 という。 、第四号に規定する につい という 厚 て

規定の例による障害認定日) する特例による障害給付にあっては、 由となった障害に係る障害認定日 日 条において準用する国家公務員共済組合法第八十二条第四 済組合法第八十七条第五項又は私立学校教職員共済法第二十五 十歳に達した日の属する月の前月までの期間、 当該特例による障害給付の受給権者の相手国期間であって政 の属する月以後の期間及び当該特例による障害給付の支給事 国家公務員共済組合法第八十二条第四項 の属する月後の期間を除く。 (二以上の障害を支給事由 厚生年金保険法第五十 六十歳に達 地方公務員等共 項 した Ó

- (3)令で定めるもの
- 口 数と特例による障害給付の受給権者の相手国期間であって政令で 定める社会保障協定の場合 間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた政令で 定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率 公的年金被保険者等であった期間と相手国期間とを合算した期 イ(1)に掲げる期間の月数を、 当該月

(略)

3

4 3

(略)

4 除く。 ては、 入者 を受けたところによる 第八項及び第百 又は私立学校教職員共済法の によって組織された共済組合 第一 (以 下 項の規定の適用を受けようとする者 当該共済組合又は日本私立学校振興・ の 配偶者の被用者年金被保険者等であった期間のうち、 「私学共済制度の加入者」 一条第 項において 規定による私立学校教職員共済制度の (以 下 「共済組合等」という。 「共済組合」 という。 (同項第二号に掲げる者を 共済事業団 であった期間につい という。 (第三 \mathcal{O} 一十二条)組合員 0) 法律 加

(遺族基礎年金の額の計算の特例)

2·3 (略) 第十七条 (略)

4 する。 この 厚生年金 給が停止されている場合において、 なった死亡に係る者の妻に支給されるものに限る。 かわらず、 生年金に加算する額であって政令で定めるものに相当する部分 が当該遺族基礎年金の支給を受けることができることにより、 第一 頃において 項の規定による遺族基礎年金 の中高齢寡婦加算等の額より低いときは、 当該遺族厚生年金の中高齢寡婦加算等の額に相当する額と 「遺族厚生年金の中高齢寡婦加算等」という。 当該遺族基礎年金の額が当該遺族 (当該遺族基礎年金の支給事由 第一 の額は、 項の規定にか 当該妻 遺族厚 议 の支 下 لح 4

る特例) (発効日において六十五歳を超える者の老齢基礎年金等の支給に関す

第十八条 (略)

2

において同じ。 関する法律第二条第一号に規定する社会保障協定をいう。 は、 社会保障協 者にあつては、 会保障協定 次の各号に掲げる者に対する当該各号に定める規定の適用につ とあるのは これらの規定中 定する相手国期間をいう。 定の効力発生の (社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に)の効力発生の日 それぞれの相手国期間に係る社会保障協定に応じ当該 「その者が六十五歳」とする。 「六十五歳に達した日において」とあるのは 日をいう。 以下この (二以上の相) において」 頃において同じ。 手国期間 ٤ 「当該六十五 同条第五号 以下この を有する いて 社 項

(遺族基礎年金の額の計算の特例)

第十七条 (略)

2·3 (略)

厚生年 婦加算等の額より低いときは、 が なった死亡に係る者の妻に支給されるものに限る。 合におい 生年金等の中高齢寡婦加算等」という。 って政令で定めるものに相当する部分(以下この項において 年金各法による死亡を支給事由とする年金たる給付に加算する額であ 第一 当該遺族基礎年金の支給を受けることができることにより、 金等の中 項の規定による遺族基礎年金 て、 当該遺族基礎年金の額が当該遺族厚生年金等 -高齢寡婦加算等の 第一項の規定にかかわらず、 額に相当する額とする。 (当該遺族基礎年金の支給事由 の支給が停止され の額は、 ている場 中 当 「遺族厚 ⊺該遺 被用者 当該妻 -高齢寡 族

る特例) (発効日において六十五歳を超える者の老齢基礎年金等の支給に関す

(略)
(中八条 (略)

2

歳 社会保障協定の 関する法律第二条第一号に規定する社会保障協定をいう。 は、 者にあつては、 に規定する相手国期間をいう。 において同じ。 会保障協定 次の各号に掲げる者に対する当該各号に定める規定の適用につ これらの規定中 とあるのは (社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険 効力発生の それぞれの相手国期間に係る社会保障協定に応じ当該 「その者が六十五歳」とする。 0 効力発生の日 「六十五歳に達した日において」とあるの 日をいう。 以下この項において同じ。 (二以上の において」 相手国期間 ٢ 法等の特例等に 「当該六十五 、同条第七号 以下この を有する は 社 項

·二 (略)

ができない。

一次のでは、一次の

(被保険者の資格の特例

らず、厚生年金保険の被保険者としない。 号のいずれかに掲げるものは、厚生年金保険法第九条の規定にかかわ第二十四条 厚生年金保険の適用事業所に使用される者であって次の各

- 号に掲げる者を除く。) 規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの(第三号及び第四一 日本国の領域内において就労する者であって、年金制度適用調整
- に掲げる者を除く。) 規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの(次号及び第四号二 相手国の領域内において就労する者であって、年金制度適用調整
- けるもの(次号に掲げる者を除く。)あって、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受三 日本国の領域内及び相手国の領域内において同時に就労する者で

四(略

·二 (略)

(被保険者の資格の特例)

らず、厚生年金保険の被保険者としない。
号のいずれかに掲げるものは、厚生年金保険法第九条の規定にかかわ第二十四条 厚生年金保険の適用事業所に使用される者であって次の各

- 号までに掲げる者を除く。)規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの(第三号から第五一日本国の領域内において就労する者であって、年金制度適用調整
- までに掲げる者を除く。) 規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの(次号から第五号二 相手国の領域内において就労する者であって、年金制度適用調整
- けるもの(次号及び第五号に掲げる者を除く。)あって、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受三 日本国の領域内及び相手国の領域内において同時に就労する者で

四 (略)

ないこととされた者又は第七十六条第二項の規定により私立学校教定により地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定を適用しに関する規定を適用しないこととされた者、第五十八条第二項の規五 第四十一条第二項の規定により国家公務員共済組合法の長期給付

(略

(厚生年金保険の加入の特例)

第二十五条 定に係るものに限る。) かかわらず、 に申し出て、 項に規定する実施機関 前条第一項第二号に該当する者 政令で定めるところにより、 厚生年金保険の被保険者となることができる。 であって政令で定めるものは、 (以下この条において 厚生年金保険法第 (政令で定める社会保障協 「実施機関 同項の規定に という 一条の 五.

2 (略)

被保険者の資格を喪失することができる。 第一項の規定による被保険者は、いつでも、実施機関に申し出て、

は、その日)に、被保険者の資格を喪失する。
たとき、又は厚生年金保険法第十四条第五号に該当するに至ったとき至った日の翌日(その事実があった日に更に被保険者の資格を取得し4 第一項の規定による被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに

一~五(略)

(厚生年金保険の任意単独加入の制限)

)については、適用しない。で定める社会保障協定に係るものに限り、政令で定めるものを除く。就労する者であって、第二十四条第一項第一号に該当するもの(政令第二十六条 厚生年金保険法第十条の規定は、日本国の領域内において

(相手国期間を有する者に係る障害厚生年金の支給要件等の特例

職員共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者

2 (略

(H)

(厚生年金保険の加入の特例

ることができる。 かかわらず、厚生労働大臣に申し出て、厚生年金保険の被保険者とな定に係るものに限る。) であって政令で定めるものは、同項の規定に第二十五条 前条第一項第二号に該当する者(政令で定める社会保障協

2 (略)

て、被保険者の資格を喪失することができる。 第一項の規定による被保険者は、いつでも、厚生労働大臣に申し出

4 第一項の規定による被保険者の資格を喪失する。ときは、その日)に、被保険者の資格を喪失する。 なったとき、若しくは共済組合の組合員若しくは私学共済制度の加入者とたとき、若しくは共済組合の組合員若しくは私学共済制度の加入者とる。 第一項の規定による被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに

一~五 (略)

(厚生年金保険の任意単独加入の制限)

で定めるものを除く。)については、適用しない。
に該当するもの(政令で定める社会保障協定に係るものに限り、政令就労する者であって、第二十四条第一項第一号又は第五号のいずれか第二十六条 厚生年金保険法第十条の規定は、日本国の領域内において

(相手国期間を有する者に係る障害厚生年金の支給要件等の特例)

第一 一十八条 略

2 る。 者であったものとみなす。 第四十七 す お 第二号を除く。 る場合にあっては、これに相当するものとして政令で定めるものとす 規定の適用については、 ^る年金たる給付であって政令で定めるものの受給権を有する場合に いて厚生年金保険の被保険者期間を有するものは、 、ては、)による障害を有する者であって、 以下この章 手国 条第一 期間中に初診日のある傷病 この限りでない 項、 (次条第 において 第四十七条の二第一 項 当該初診日において厚生年金保険の被保険 ただし、 「相手国期間中に初診日のある傷病」 第三十四条の三及び第三十六条第 その者が、 (政令で定める社会保障協 項又は第四十七条の三第 当該障害に係る障害認定日に 当該障害を支給事 厚生年金保険法 定に係 曲と とい 項 項

3 略

(相手国 期間を有する者に係る障害手当金の支給要件の特例

第 2

一十九条

(略

各号の 厚生年金保険の被保険者であったものとみなす。 間中に初診日のある傷病」 しないときは 同 害に係る障害程度を認定すべき日において厚生年金保険法第五十六条 る場合にあっては、 相手国期間中に初診日 |障害に係る障害認定日におい 第三十四条の三及び第三十六条第一項第二号において「相 五十五条第一 いずれかに該当する者その他の政令で定める者を除く。 この限りでない 項の規定の適用については、 これに相当するものとして政令で定めるものとす のある傷病 という。 て厚 (政令で定める社会保障協定に係 による障害を有する者 生年金保険の被保険者期間を有 ただし、 当該初診日にお その者が、 (当) は、 手国期 ⊺該障 1 2

第一 一十八条 略

2

みなす。 る。 であって政令で定めるものの受給権を有する場合については、 険の被保険者期間を有するものは、 を有する者であって、 において「相手国期間中に初診日のある傷病」 る場合にあっては、 っでない ては、 相手国 第四十七条の二第一項又は第四十七条の三第一 以下この章 当該初診日において厚生年金保険の被保険者であったものと ただし、 期 ?間中に初診日のある傷病 (次条第二項及び第三十六条第 その者が、 これに相当するものとして政令で定めるものとす 当該障害に係る障害認定日において厚生年金保 当該障害を支給事由とする年金たる給付 厚生年金保険法第四 (政令で定める社会保障協定に係 という。 一項第一 項の規定の 一号を除く。 十七条第 による障害 適用 につ 項 限

3 略

ŋ

1

(相手国 期間を有する者に係る障害手当金の支給要件の特例

第 一十九条 (略

限りでない。 険者であったものとみなす。 項の規定の適用については、 当する者その他の政令で定める者を除く。 認定すべき日において厚生年金保険法第五十六条各号のいずれかに該 傷病」という。 る。 認定日におい る場合にあっては、 相手国期間中に初診日のある傷病 第三十六条第 て厚 注生年金保険の被保険者期間を有しないときは による障害を有する者 一項第二号において「相手国期間中に初診日の これに相当するものとして政令で定めるものとす 当該初診日において厚生年金保険の被保 ただし、その者が、 (政令で定める社会保障協定に係 (当該障害に係る障害) は、 当該障害に係る障害 同法第五十五条第 程 この ある 度を

(相手国期間を有する者に係る遺族厚生年金の支給要件の特例

第三十条 (略)

2 期 支給を受けることができる者があるときは、 者の死亡を支給事由とする年金たる給付であって政令で定めるもの という。) は、 及び第三十七条第一項第二 ついては、 間中に死亡した者 相手国期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、 これに相当する者として政令で定める者とする。第三十四 である場合は、 同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、 (政令で定める社会保障協定に係る場合にあって 一号において「相手国期間中に死亡した者」 厚生年金保険法第五十八条の規定の適用に この限りでない。 1条の四 相 その 手国 \mathcal{O} 2

3 (略

(老齢厚生年金の加給等の額の計算の特例

第三十一条 (略)

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる厚生年金保険法による保険給ののの月数で除して得た率とする場所であって政令で定定めるものの月数を合算した月数を、当該厚生年金保険治付等の支給事由となった死亡に係る者の厚生年金保険の被保険者期間であって政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 (略

くして、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日から起算して一保険者の資格を喪失し、かつ、厚生年金保険の被保険者となることなる老齢厚生年金の加給の受給権を有する者が、その厚生年金保険の被4 厚生年金保険の被保険者であって、第二十七条の規定により支給す

竹手国期間を有する者に係る遺族厚生年金の支給要件の特例

第三十条 (略)

項第一 できる者があるときは、 とする年金たる給付であって政令で定めるものの 項第一号に該当するものとみなす。ただし、 合は、 は、 期間中に死亡した者 相手国期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、 これに相当する者として政令で定める者とする。第三十七条第 一号において「相手国期間中に死亡した者」という。) 厚生年金保険法第五十八条の規定の適用については、 (政令で定める社会保障協定に係る場合にあって この限りでない。 その者の死亡を支給事由 支給を受けることが である場 同条第 相手国

(略)

3

(老齢厚生年金の加給等の額の計算の特例

第三十一条 (略)

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる厚生年金保険法による保険給で除して得た率とする。

3 (略)

くして、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日から起算して一保険者の資格を喪失し、かつ、厚生年金保険の被保険者となることなる老齢厚生年金の加給の受給権を有する者が、その厚生年金保険の被4 厚生年金保険の被保険者であって、第二十七条の規定により支給す

被保険者の資格を喪失した月前における厚生年金保険の被保険者であ 0 月を経過したときは、 ては、 その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日 た期間を当該老齢厚生年金の加給の額の計算の基礎とするものとし 条第二号から第四号までの その日) から起算して一月を経過した日の属する月から、 前 項の規定にかかわらず、 V ずれかに該当するに至った日にあ その厚生年金保険 (厚生年金保険法 当 \mathcal{O}

5

該

老齢厚生年

-金の加:

給の額を改定する。

、障害厚生年金等の額の計算の特例

第三 者の厚生年金保険の被保険者であった期間であって政令で定めるも 率を乗じて得た額とする。 生年金(以下この条及び次条第一項において「特例による障害厚生年 \mathcal{O} よる額は、 金」という。 一十二条 月数を合算した月数が三百以上である場合は、 前項の按分率は、 これらの規定にかかわらず、これらの規定による額 第二十八条第一 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 ただし、特例による障害厚生年金の受給権 項又は第二項の規定により支給する障害厚 この限りでない。 当該各号に \mathcal{O}

2

2

定める率とする。

るときは、 げる期間の月数) 率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協 定の場合 公的年金被保険者であることが理論的に可能 に掲げる期間の月数が零である場合にあっては、 三百 イに掲げる期間の月数を、 を合算した月数 で除して得た率 (当 「該合算した月数が三百を超 イ及びロ に掲げる期間の月数 な期間に基づく按分 イ及び に掲 え

特例による障害厚生年金の受給権者の厚生年金保険 の被保険者

> る 被保険者の資格を喪失した月前における厚生年金保険の被保険 月を経過したときは、 を経過した日の属する月から った期間を当該老齢厚生年金の加給の額の計算の基礎とするものとし その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日から起算して一月 前項 の規定にかかわらず、 当該老齢厚生年金の加給の額を改定す その厚生年金保険 戻者であ

5 略

(障害厚

生年金等の額の計算の

,特例)

第三十二条 定める率とする。 月数を合算した月数が三百以上である場合は、 者の被用者年金被保険者等であった期間であって政令で定めるもの 率を乗じて得た額とする。ただし、特例による障害厚生年金の受給権 生年金(以下この条及び次条第一項において「特例による障害厚生 よる額は、 金」という。)の厚生年金保険法第五十条第一項及び第二項の規定に 前項の按分率は、 これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按 第二十八条第一 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 項又は第二項 の規定により支給する障害厚 この限りでない。 当該各号に \mathcal{O}

えるときは 掲げる期間の月数) 数 協定の場合 分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障 公的年金被保険者等であることが理論的に可能な期間に基づく按 <u>П</u> に掲げる期間の月数が零である場合にあっては、 三百 イに掲げる期間の月数を、 を合算した月数 で除して得た率 (当該合算した月数が三百を超 イ及びロに掲げる期間の イ及びハに 月

イ 特例による障害厚生年金の受給権者の被用者年金被保険者等で

であった期間であって政令で定めるものを合算したもの

略

基づく按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める るものの月数とを合算した月数 例による障害厚生年金の受給権者の相手国期間であって政令で定め 社会保障協定の場合 ときは、 公的年金被保険者であった期間と相手国期間とを合算した期間 三百 で除して得た率 前号イに掲げる期間の月数を、 (当該合算した月数が三百を超える 当該月数と特

三 (略)

3 5 7 略

8 認を、 号厚生年金被保険者期間については国家公務員共済組合連合会の を含む。)又は第四項の規定の適用を受けようとする者の厚生年金保 済事業団の確認を受けたところによる。 金被保険者期間」という。) 第一号に規定する第 険の被保険者であった期間のうち、 第一項若しくは第三項 第三号厚生年金被保険者期間については地方公務員共済組 第四号厚生年金被保険者期間については日本私立学校振興 号厚生年金被保険者期間 (これらの規定を前項において準用する場合 については厚生労働大臣の 厚生年金保険法第二条の五第 以 下 第 確認を 号厚生年 確認 第二 の確 項 共

(遺族厚生年金の額の計算の特例

第三十三条 び第二号イ並びに第三項の規定による額は、 遺族厚生年金」という。) する遺族厚生年金(以下この条及び第三十九条において「特例による る障害厚生年金の受給権者が死亡したことによりその者の遺族に支給 第三十条の規定により支給する遺族厚生年金及び特例によ の厚生年金保険法第六十条第一項第一号及 これらの規定にかかわら

あった期間であって政令で定めるものを合算したもの

口

二 公的年金被保険者等であった期間と相手国期間とを合算し るときは、 8 特例による障害厚生年金の受給権者の相手国期間であって政令で定 る社会保障協定の場合 に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定め るものの月数とを合算した月数 三百)で除して得た率 前号イに掲げる期間の月数を、 (当該合算した月数が三百を超え 当該月数と た期間

(略)

3 7

略

8 ころによる。 被保険者等であった期間 を含む。)又は第四項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金 加入者であっ 第一項若しくは第三項 た期間については、 のうち (これらの規定を前項において準用する場合 共済組合の組合員又は私学共済制度 当該共済組合等の確認を受けたと

、遺族厚生年金の額の計算の特例、

第三十三条 び第二号イ並びに第四項の規定による額は、これらの規定にかかわら 遺族厚生年金」という。) する遺族厚生年金(以下この条及び第三十九条において る障害厚生年金の受給権者が死亡したことによりその者の遺族に支給 第三十条の規定により支給する遺族厚生年金及び特例によ の厚生年金保険法第六十条第 「特例による 一項第一号及

算した月数が三百以上である場合は、この限りでない。金保険の被保険者であった期間であって政令で定めるものの月数を合、特例による遺族厚生年金の支給事由となった死亡に係る者の厚生年ず、これらの規定による額に、按分率を乗じて得た額とする。ただしず、

定める率とする。 2 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に

算した月数が三百を超えるときは、三百)で除して得た率あっては、イ及びハに掲げる期間の月数)を合算した月数(当該合びロに掲げる期間の月数(ロに掲げる期間の月数が零である場合に一 前条第二項第一号に掲げる場合 イに掲げる期間の月数を、イ及

| 本算 / こう)| |生年金保険の被保険者であった期間であって政令で定めるものを |生年金保険の被保険者であった期間であって政令で定めるもの厚|

合算したもの

(略)

二•三 (略)

3~6 (略)

(老齢厚生年金の加給等の支給停止の特例)

事項は、政令で定める。

配偶者について加算する額に相当する部分の支給の停止に関し必要な付であって政令で定めるものを受けることができる場合における当該法律の規定により支給する老齢又は障害を支給事由とする年金たる給第三十四条 老齢厚生年金又は障害厚生年金の受給権者の配偶者がこの

| 切寺列| 第二節の二 | 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者

した月数が三百以上である場合は、この限りでない。年金被保険者等であった期間であって政令で定めるものの月数を合算、特例による遺族厚生年金の支給事由となった死亡に係る者の被用者ず、これらの規定による額に、按分率を乗じて得た額とする。ただしず、これらの規定による額に、按分率を乗じて得た額とする。ただし

定める率とする。
2 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に

イ 特例による遺族厚生年金の支給事由となった死亡に係る者の被算した月数が三百を超えるときは、三百)で除して得た率び口に掲げる期間の月数(口に掲げる期間の月数が零である場合にが、介入で、可能ののののののののののののでは、イ及びハに掲げる期間の月数が零である場合にが、一覧に掲げる期間の月数を、イ及が、一覧に表げる場合のでは、インのではないでは、インのでは、インのでは、インのでは、インのでは、インのでは、インのでは、インのでは、インのでは、インのでは、インのでは、インのでは、イン

| 用者年金被保険者等であった期間であって政令で定めるものを合- 特例による遺族厚生年金の支給事由となった死亡に係る者の被

算したもの

ロ・ハ (略)

二·三 (略)

3~6 (略)

(老齢厚生年金の加給等の支給停止の特例)

必要な事項は、政令で定める。
法律の規定により支給する老齢、退職又は障害を支給事由とする年金第三十四条 老齢厚生年金又は障害厚生年金の受給権者の配偶者がこの

金の特例)
(二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る障害厚生年

第三十四条の二 同じ。 険者 期間 者であって 定する第四号厚生年金被保険者のい 号厚生年金被保険者、 より支給する障害厚生年金に関する事務は、 者であっ 間又は第四号厚生年金被保険者期間のうち二以上の種別に係る被保険 者期 同 [項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者又は同項第四号に規 当 \mathcal{O} を有する者」 T該障害に係る障害認定日その他の政令で定める日における被保 間 種別 に応じて、 た期間を有する者 第二号厚生年金被保険者期間 (厚生年金保険法第二条の五第 当該障害に係る障害認定日にお 相 という。 手国期間中に初診日のある傷病による障害を有 同法第二条の五第一項各号に定める者が行う。 同項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者 (以 下 であるものに第一 「二以上の種別の被保険者であった ずれであるか 第三号厚生年金被保険者期 項 第 政令で定めるところによ 1 · て第 一十八条第 の区別をいう。 一号に規定する第 号厚生年金被保 一項の規定に 以 する 下

の特例)
(二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る障害手当金)

第三十四条の三 が行う。 者であ 者の種別に応じて より支給する障害手当金に関する事務は、 険者であった期間を有する者であるものに第二十九条第 ||該障害に係る障害認定日その他の政令で定める日における被保険 って、 当該障害に係る障害認定日にお 相 手国期間中に初診日のある傷病による障害を有る 厚生年金保険法第二条の五第 政令で定めるところにより 1 て二以上 一項各号に定める者 \mathcal{O} 二項の規定に 種 別 の被保 する

金の特例)
(二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る遺族厚生年

る初診日から起算して五年を経過する目前に死亡した者又は相手国期間中に死亡した者であって、当該死亡した日において二以上の種別のるところにより支給する遺族厚生年金に関する事務は、政令で定めるところにより、当該死亡した日その他の政令で定めるところにより、当該死亡した日を経過する目前に死亡した者又は相手国期保険者の種別に応じて、厚生年金保険法第二条の五第一項各号に定めるところにより、当該死亡した日その他の政令で定めるところにより、当該死亡した日その他の政令で定めるところにより、当該死亡した日その他の政令で定めるところにより、当該死亡した日その他の政令で定める者が行う。

(発効日前の死亡に係る遺族厚生年金の支給に関する特例)

第三十七条 (略)

(発効日前の障害又は死亡に係る二以上の種別の被保険者であった期

第五節 不服申立てに関する特例

(発効日前の死亡に係る遺族厚生年金の支給に関する特例)

第三十七条

略

第五節 不服申立てに関する特例

項において準用する場合を含む。)、第六十四条第八項(第六十五条おいて準用する場合を含む。)、第五十条第二項及び第五十一条第二第四十条 第四十七条第八項(第四十八条第六項(第五十二条第六項に

第四十条 二項において準用する場合を含む。 おい 法による保険給付等に関する処分の不服の理由とすることができない による確認の処分についての不服を、 期間及び第四号厚生年金被保険者期間に係る第三十二条第八項の規定 合において、 て準用する場合を含む。 第三十二条第八項 第 一号厚生年金被保険者期間、 (第三十三条第六項)、第三十五条第二項及び第三十六条第 以下この条において同じ。 当該期間に基づく厚生年金保険 第三号厚生年金被保険者 (第三十七条第八項に の場 2

第八章 国家公務員共済組合法関係

第四十一条 号に規定する職員 定 百二十六条第二項 項に規定する郵政会社等役職員 附則第 (長期給付に関する規定を除く。 第一節 国家公務員共済組合法 一十条の 国家公務員共済組合法の適用範囲に関する特例 の規定により当該職員とみなされる者並びに国共済 (国共済法第百二十四条の三、 |第四項の規定により当該職員とみなされる同 (以下「国共済法」という。) の規 (国共済法附則第二十条の六第一項) は、 国共済法第二条第一項第 第百二十五条及び第 条第

> 七条第一 第六項 再審査請求をすることができる。 審査請求 保険者期間に係るものに限る。 おい 準用する場合を含む。 は第八十二条第八項 は、 厚生年金保険法の定めるところにより て準用する場合を含む。 (第六十九条第六項において準用する場合を含む。 をし 項及び第六十八 その決定に不服がある者は、 (第八十三条第六項 (条第) 第八十五条第 一項におい 0 に関する処分について不服がある者 規定による確認 て準用する場合を含む。 (第八十七条第六項において 一項及び第八十六条第 社会保険審査会に対して 社会保険審査官に対 (厚生年金保険の被 第六十 項 して 又

処分の不服の理由とすることができない。 不服を、 準用する場合を含む。)、第三十五条第二項及び第三十六条第1 った期間に係る第三十二条第八項の規定による確認の処分につい おいて準用する場合を含む。 て、 第三十二条第八項 厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保険者等であ 当該期間に基づく厚生年金保険法による保険給付等に関する (第三十三条第六項 以下この項において同じ。)の場合にお (第三十七条第八項におい 二項 7

第八章 国家公務員共済組合法関係

第四十一条 一項に規定する郵政会社等役職員 号に規定する職員 定 法附則第 百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者並びに国共済 (長期給付に関する規定を除く。 第一 国家公務員共済組合法(以下 一十条の三 節 国家公務員共済組合法の適用範囲に関する特例 (国共済法第百二十四条の三、 |第四項の規定により当該職員とみなされる同 (国共済法附則第二十条の七第) は、 「国共済法」という。) 国共済法第二条第一項第 第百二十五条及び第 の 一項 規

者に限る。)には、適用しない。者(政令で定める社会保障協定に係る場合にあっては、政令で定める、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるの規定により当該役職員とみなされる者を含む。)を含む。)のうち

者に限る。)には、適用しない。者(政令で定める社会保障協定に係る場合にあっては、政令で定める、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるの規定により当該役職員とみなされる者を含む。)を含む。)のうち

ない。

国共済法の長期給付に関する規定の適用を受ける者には、適用し適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受ける者には、適用し

2

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例

第四十二条 三条第 他の政令で定める期間に算入する。 ついて、 件に関する規定であって政令で定めるもの 期給付等」という。)のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の \bigcirc 付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者に 給要件等に関する規定」 に相当する部分又は国共済法による一 合員である期間 者の (相手国期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の 国共済法による長期給付、 以下この項において同じ。 相手国期間であって政令で定めるものを国共済組合員期間その 当該支給要件等に関する規定を適用する場合においては、 項に規定する国家公務員共済組合をいう。 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く (以 下 「国共済組合員期間」という。 という。 国共済法による長期給付に加算する金額 及び国家公務員共済組合 に規定する国共済法による長期給 時 金 以下 (以下この項において 「国共済法による長 以下同じ。 を有し、 (国共済法第 特例) 0) 支 そ

退職共済年金

二 遺族共済年金

加給年金額に相当する部分(以下「国共済法の退職共済年金の加給三 国共済法第七十八条第一項の規定により退職共済年金に加算する

という。)

当する部分(以下「国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」と四 国共済法第九十条の規定により遺族共済年金に加算する金額に相

いう。)

部分(以下「国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算」という。十八条第一項の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する4第百五号。以下「昭和六十年国共済改正法」という。)附則第二五国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法

六条第一項において「脱退一時金」という。) 六条第一項において「脱退一時金」という。) 国共済法附則第十三条の十第一項に規定する脱退一時金(第四十

第一項の規定は、適用しない。 る期間を満たすこととなる者については、国共済法附則第十三条の十つが項の規定により国共済法による退職共済年金の受給資格要件であ

支給要件等の特例)(相手国期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金の

あっては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。以下。) 中に初診日のある傷病(政令で定める社会保障協定に係る場合に第四十三条 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く

を有する場合については、 を給付事由とする年金である給付であって政令で定めるものの受給権 済組合の組合員であったものとみなす。 は第五項の規定の適用については、 済組合員期間を有するものは、 る障害を有する者であって、 この章において 「相手国期間中に初診日のある傷病」 この限りでない。 当該障害に係る障害認定日において国共 国共済法第八十一条第一項、 当該初診日において国家公務員共 ただし その者が という。 第三項又 当該障害 によ

のとみなす。 いては、当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であったもいては、当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であったも法第八十四条第二項又は第八十七条第四項ただし書の規定の適用につ 相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、国共済

2

障害一時金の支給要件の特例)(相手国期間中に初診日のある公務によらない傷病による障害に係る)

第四十四条 日 公務によらない傷病」という。 定に係る場合にあっては、 いて国家公務員共済組合の組合員であったものとみなす。 済法第八十七条の五第一項の規定の適用については、 のいずれかに該当する者その他の政令で定める者を除く。 とする。 一条第一項において同じ。) において国共済法第八十七条の六各号 (国共済法第八十七条の五第一 中に初診日のある公務によらない傷病 第五十一条第一項において「相手国期間中に初診日のある 相手国期間 (政令で定める社会保障協定に係るものを除く これに相当するものとして政令で定めるも による障害を有する者(その退職の 項に規定する退職の日をいう。 (政令で定める社会保障協 当該初診日にお は、 第五 国共

(相手国期間を有する者に係る遺族共済年金の支給要件の特例)

第四 2 同条第 けることができる者があるときは、この限りでない。 給付事由とする年金である給付であって政令で定めるものの支給を受 る者とする。 保障協定に係る場合にあっては、 員期間を有する者が、 1十五条 下この条及び第五十二条第 である場合は、 項 第 相手国期間 同項第一号において「相手国期間中に死亡した者」とい 一号に該当するものとみなす。 国共済法第八十八条の規定の適用については、 相手国期間中に死亡した者 (政令で定める社会保障協定に係るものを除く これに相当する者として政令で定め 項において同じ。 ただし、 (政令で定める社会 及び国共済組合 その者の死亡を

診日 場合においては 又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。 する日前に死亡した場合(その者が国共済法第八十八条第一項第一号 同 相手国期間及び国共済組合員期間を有する者が、 条の規定の適用については、 \mathcal{O} ある傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過 同項ただし書の規定を準用する。 同号に該当するものとみなす。 相手国期間中に初

第 款 長期給付等の 額の計算等に関する特例

国 共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例)

第四十六条 該脱退 等の 期給付等のうち次に掲げるものの額は、 として算定した額) 定による国共済法による長期給付等の額 額に関する規定であって政令で定めるものにかかわらず、 時金の受給権者の国共済組合員期間の月数が六月であるもの 第四十二条第 に期間比率を乗じて得た額とする。 一項の規定により支給する国共済法による長 当該国共済法による長期給付 (脱 退 時金にあっては、 当該規 当

国共済法の退職共済年金の加給

国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算

三 国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算

四 脱退一時金

- 2
 前項の期間であって政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

 支給権者又は当該国共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件であに係る者の国共済組合員期間であって政令で定めるものの月数を、当日の規定

 支給権者又は当該国共済法による長期給付等の会給付等の給付事由となった死亡
- 済組合員期間は、その算定の基礎としない。 有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における国共加給の額については、当該国共済法の退職共済年金の加給の受給権を がいる。 第四十二条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の
- 4 金の 項の 国家公務員共済組合の組合員の資格を取得したときを除く。 職 より支給する国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退 (当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び 玉 国家公務員共済組合の組合員であって、 加給の額を改定する。 規定にかかわらず、 (国共済法第二条第一 . 共済組合員期間を算定の基礎として、 項第四号に規定する退職をいう。 当該退職した日の翌日の属する月の前月まで 当該国共済法の退職共済年 第四十二条第 一項の規定に したとき は、 前
- 5 る国 受給権を有し、 日 法第七十八条第 たときは、 翌日の |共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達 [共済法附則第十二条の六の二 当該国共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。 属する月の 第三項の規定にかかわらず、 かつ、 項の規定及び第四十二条第 前月までの国共済組合員期間を算定の基礎とし 同条第八項の規定により読み替えられた国共済 一第三 |項の規定による退職共済年金の その者の六十五歳に達した 項の規定により支給す

(国共済法の障害共済年金等の額の計算の特例)

第四十七条 きは、 あ よる障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であった期間で は、 下この条及び次条第 って政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であると 同項の規定にかかわらず、 当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。 国共済法第八十二条第一項 第四十三条第一項の規定により支給する障害共済年金 一項において 同項第一号の規定による金額(特例に 「特例による障害共済年金」という (後段を除く。 の規定による金額 以

定める率とする。
2 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に

あった期間であって政令で定めるものを合算したもの
イ 特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等で

による障害認定日)の属する月後の期間を除く。) による障害認定日)の属する月後の期間を除く。) による障害に係る障害認定日(二以上の障害を給付事由とする となった障害に係る障害認定日(二以上の障害を給付事由とする による障害に係る障害認定日(二以上の障害を給付事由とする による障害に係る障害認定日(二以上の障害を給付事由とする による障害認定日)の属する月後の期間、イに掲げる期間並びに二十 による障害認定日)の属する月後の期間(イに掲げる期間並びに二十 による障害認定日)の属する月後の期間を除く。)

ハ 当該特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であって

政令で定めるもの

- 二 公的年金被保険者等であった期間と相手国期間とを合算した期間 に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定め めるものの月数とを合算した月数(当該合算した月数が三百月を超 めるものの月数とを合算した月数(当該合算した月数を、当該月数と がるものの月数とを合算した月数(当該合算した期間の月数を、当該月数と
- げる月数を合算した月数を三百で除して得た率 するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 イ及びロに掲 するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 イ及びロに掲 共済組合員期間の月数(国共済法第八十二条第一項第一号に規定す 前号に規定する按分率を障害共済年金の額の計算の基礎となる国
- イ 第一号イに掲げる期間の月数
- た率を乗じて得た月数 間であって政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得 月数を当該月数と特例による障害共済年金の受給権者の相手国期 三百月からイに掲げる月数を控除して得た月数に、イに掲げる
- 5 前二項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。 る。 る。 る。 る。 る。 の障害共済年金の配偶者加給」という。)の額は、同条第三項の規定 とかう。)の額は、同条第三項の規定 る。

に定める率とする。

る場合にあっては、 月数で除して得た率 イ及びロに掲げる期間の月数 第二項第一号に掲げる場合 同号イ及びハに掲げる期間の月数) (同号ロに掲げる期間の月数が零であ 同号イに掲げる期間の月数を、 を合算した 同号

得た率 国期間であって政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して 間の月数を、 第二項第二号又は第三号に掲げる場合 当該月数と特例による障害共済年金の受給権者の相手 同項第 一号イに掲げる期

6 従前 給の 年金の配偶者加給の額より低いときは、 権が消滅した国共済法による障害共済年金に係る国共済法の障害共済 特例による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加 額は、 の国共済法による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の その額が国共済法第八十五条第四項の規定によりその受給

配偶者加給の額に相当する額とする。

8 7 被保険者等であった期間のうち国共済組合員期間以外の期間について げる金額の同条後段の規定による金額について、 時 を含む。 ついて、 金の 加入者であった期間であるときは、 第 確認を受けたところによる。 厚生労働大臣 項若しくは第三項 国共済法第八十七条の七 項及び第二項の規定は第四十四条の規定により支給する障害)又は第四項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金 第三項及び第五項の規定は当該障害一時金の同条第一号に掲 (当該国共済組合員期間以外の期間が私学共済制度 (これらの規定を前項において準用する場合 (後段を除く。 日本私立学校振興・共済事業団 それぞれ準用する。 の規定による金額に

第四項の規定にかかわらず、

(国共済法の遺族共済年金の額の計算の特例)

第四 る金額 被用者年金被保険者等であった期間であって政令で定めるものの月数 規定による金額は、 給する遺族共済年金 て得た金額)とする。 を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じ る遺族共済年金」 よる障害共済年金の受給権者が死亡したことによりその者の遺族に支 一十八条 (特例による遺族共済年金の給付事由となった死亡に係る者の 第四十五条の規定により支給する遺族共済年金及び特例に という。 同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)の規定によ (以下この条及び第五十四条において「特例によ の国共済法第八十九条第 項第一号イの

イ 特例による遺族共済年金の給付事由となった死亡に係る者の被算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率あっては、イ及びハに掲げる期間の月数)を合算した月数(当該合びロに掲げる期間の月数(ロに掲げる期間の月数が零である場合に 前条第二項第一号に掲げる場合 イに掲げる期間の月数を、イ及

四 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族共済年金の給付算したもの 開者年金被保険者等であった期間であって政令で定めるものを合用者年金被保険者等であった期間であって政令で定めるものを合

四 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族共済年金の給付事由となった死亡に係る者の前月までの期間(イに掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。) 「会」での期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。) 「会」での期間をであった死亡に係る者の死亡した日の属する月の前月をはなった死亡に係る者の死亡した日の選日の属する月の前月による遺族共済年金の給付事由となった死亡に係る者の相手国期間であって政令で定めるもの

掲げる月数を合算した月数を三百で除して得た率算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 イ及びロに共済組合員期間の月数(国共済法第八十九条第一項第一号イに規定共済組合員期間の月数(国共済法第八十九条第一項第一号イに規定

第一号イに掲げる期間の月数

算した月数で除して得た率を乗じて得た月数
亡に係る者の相手国期間であって政令で定めるものの月数とを合
月数を当該月数と特例による遺族共済年金の給付事由となった死
三百月からイに掲げる月数を控除して得た月数に、イに掲げる

3 特例による遺族共済年金に加算する金額に、按分率を乗規定にかかわらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗共済法第九十条又は昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の一世が表別の場所による遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高

る場合にあっては、同号イ及びハに掲げる期間の月数)を合算した 一 第二項第一号に掲げる場合 同号イに掲げる期間の月数が零であ 定める率とする。 同号イに掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に

月数で除して得た率

- 768 -

合算した月数で除して得た率
た死亡に係る者の相手国期間であって政令で定めるものの月数とを間の月数を、当該月数と特例による遺族共済年金の給付事由となっ二 第二項第二号又は第三号に掲げる場合 同項第一号イに掲げる期

れぞれ準用する。

「項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、そ用ではより特例による遺族共済年金に加算する額について、第十七条規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十七条規定は昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の

6 前条第八項の規定は、第一項又は第三項の場合について準用する。

(国共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。 できる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分 事由とする年金である給付であって政令で定めるものを受けることが 事由とする年金である給付であって政令で定めるものを受けることが の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付 の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

例第三節 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特

る障害共済年金の支給に関する特例)

(発効日前の障害認定日において障害の状態にある者の国共済法によ

おいて、国共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により国共済法第一公務員共済組合の組合員であった者を除く。)が、当該障害認定日にある傷病に限る。)による障害を有する者(当該初診日において国家第五十条 障害認定日が発効日前にある傷病(相手国期間中に初診日の

るときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあ

2 る金額について、 給する障害共済年金に国共済法第八十三条第一項の規定により加算す 規定による金額について、 給する障害共済年金の国共済法第八十二条第 定は前項の規定により支給する障害共済年金の国共済法第八十二条第 十七条第四項から第六項まで及び第八項の規定は前項の規定により支 項 第四十七条第一項、 第 号に掲げる金額の同項後段の規定による金額について、 それぞれ準用する。 第二項及び第八項の規定は前項の規定により支 第四十七条第三項 項 第五項及び第八項の規 (後段を除く。 第四 0)

障害一時金の支給に関する特例)(発効日前の退職の日において障害の状態にある者の国共済法による

第五十 でない。 該当する者その他の政令で定める者である場合については、 るときは、 国共済法第八十七条の五第 退職の日において、 診日のある公務によらない傷病による障害を有するもの お 当該退職の日において国共済法第八十七条の六各号のいずれかに 一条 て国家公務員共済組合の組合員であった者を除く。 その者に、 退職の日が発効日前である者であって、 国共済組合員期間を有し、 同項の障害一時金を支給する。 一項の政令で定める程度の障害の状態にあ かつ、 相手国期間中に初 当該傷病により ただし、 (当該初診日 この限り が、 その 当該 者

2 する。 号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について、 前項の規定により支給する障害 による金額について、 給する障害 第四 十七条第 一時金の国共済法第八十七条の七 項 第四十七条第三項、 第 |項及び第八項の規定は前項の規定により支 時金の国共済法第八十七条の七第 第五項及び第八項の規定は (後段を除く。 それぞれ準用 の規定

特例) (発効日前の死亡に係る国共済法による遺族共済年金の支給に関する

第五十二条 して政令で定める事由に該当した場合については、 法第九十三条の二に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を参酌 日において次の各号のいずれかに該当したとき(当該死亡した日にお 間を有するものが、 いて国家公務員共済組合の組合員であった場合を除く。 う遺族に、 相手国期間中に死亡した者であるとき。 当該遺族が当該死亡した日から発効日までの間において国共済 国共済法第八十八条第一項の遺族共済年金を支給する。 国家公務員共済組合の組合員であった者であって相手国期 発効日前に死亡した場合であって、 この限りでない。 当該死亡した は、 その者

とき(前号に該当するときを除く。)。 した日が当該初診日から起算して五年を経過していないものである 第四十二条第 相手国期間中に初診日のある傷病により死亡し、 一項、 国共済法第八十八条第 一項第四号及び昭和六 かつ、 当該死亡

2 四十四条並びに第七十四条の五の規定は、 国共済法第二 十年国共済改正法附則第十四条第一項から第三項までの規定を参酌 て政令で定める受給資格要件を満たすとき。 一条第 項第三号、 第二項及び第三項、 前項の場合について準用す 第四十三条、 第

る。

- 4 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。 により支給する遺族共済年金と同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金と同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。
- 5 第四十二条第一項(第四号及び第五号に係る部分に限る。)の規定 は、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金の支給を受ける 改正法附則第二十八条第一項に規定する国共済法の遺族共済年金の名 改正法附則第二十八条第一項に規定する国共済法の遺族共済年金の経 増用する。 第四十二条第一項(第四号及び第五号に係る部分に限る。)の規定
- 八条第一項、第二項及び第六項年金の国共済法第八十九条第一項第一号イの規定による額第四十一第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済
- 済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第四十八条第三項、第一年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済

四項及び第六項

三 共済年金の経過的寡婦加算の額 する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算 第四十六条第 一項及び第二項

兀 の額 正法附則第二十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年国共済改 第十七条

五. 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年国共済改

の額 正法附則第二十九条第二項の規定により加算する額に相当する部分

第十七条第一項及び第二項

7 いては、 って政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合につ 前各項の規定は、 適用しない。 同一の死亡を給付事由とする年金である給付であ

8 第一 項の規定による遺族共済年金の支給は、 発効日の属する月の翌

月から始めるものとする。

第四節 二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関 する特例

支給要件等に関する特例) (二以上の相手国期間を有する者に係る国共済法による長期給付等の

第五十三条 ぞれ適用する。 係る一の相手国期間のみを有しているものとして前二節の規定をそれ 間を有しているときは、 する規定に規定する受給資格要件を満たさない者が二以上の相手国期 国共済法による長期給付等の支給要件又は加算の要件に関 の社会保障協定ごとに当該社会保障協定に

第二節 不服申立てに関する特例等

二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定に第三十七条第八項において準用する場合を含む。)、第三十五条第第四十二条 第十四条第四項又は第三十二条第八項 (第三十三条第六項(国共済法の規定による審査請求の特例)

る処分について不服がある者は、

よる確認

(第二号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。

)に関す

国共済法の定めるところにより、

玉

家公務員共済組合審査会に対して審査請求をすることができる。

額) (二以上の相手国期間を有する者に係る国共済法による長期給付等の

第五十四条 額は 該社会保障協定に係る 国共済法による長期給付等の種類に応じ、 加算の要件に関する規定に規定する受給資格要件を満たすこととなる 婦加算若しくは国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の給付事 特例による遺族共済年金又は当該国共済法の遺族共済年金の中高齢寡 れぞれ計算した額のうち最も高いものとする。 ものに限る。 するものとした場合に当該国共済法による長期給付等の支給要件又は となった死亡に係る者)が二以上の相手国期間 若しくは国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算にあっては、 済年金又はこれに加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算 当 「該国共済法による長期給付等の受給権者 前 以下この条において同じ。)を有しているときは、 |節の規定により支給する国共済法による長期給付等の の相手国期間のみを有しているものとしてそ の社会保障協定ごとに当 (前二節の規定を適用 (特例による遺族共 当該 当 該 由

第五節 不服申立てに関する特例等

(国共済法の規定による審査請求の特例)

第五十五条 るところにより、 のに限る。)に関する処分について不服がある者は、 用する場合を含む。)の規定による確認 場合を含む。 項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。)又は第八十 第三十七条第八項において準用する場合を含む。 一条第八項 第十四条第四項、 (第八十三条第六項 国家公務員共済組合審査会に対して審査請求をする 第八十五条第二項及び第八十六条第二項において準 第三十二条第八項 (第八十七条第六項において準用する (国共済組合員期間に係るも (第三十三条第六項)、第三十五条第二 国共済法の定め

第四十三条(略)

(財務大臣の権限)

第四十四条 (略)

第九章 地方公務員等共済組合法関係

第四十五条 (略)

第

節

地方公務員等共済組合法の適用範囲に関する特例

-----(国共済法の規定による審査請求の手続の特例)

第五十六条 (略)

(国共済法の規定による審査請求の手続の特例

期給付等に関する処分についての不服の理由とすることができない。

る確認の処分についての不服を、当該期間に基づく国共済法による長

国共済組合員期間以外の期間に係る第四十七条第八項の規定によ

以下この項において同じ。

の場合におい

(財務大臣の権限)

第五十七条 (略)

第一节 也万公务員等共済組合法関係

第一節 地方公務員等共済組合法の適用範囲に関する特例

第五十八条 (略)

規定により相手国法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。長期組合員の資格を有する者に限る。)のうち、年金制度適用調整百四十条第一項に規定する公庫等職員(同条第二項に規定する継続

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例

1- (相手国期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例(相手国期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例

ことができる。

2

第四十七条第八項

(第四十八条第六項

(第五十二条第六項にお

いて

第五十条第二項及び第五十一条第二項にお

準用する場合を含む。

て準用する場合を含む。

第五 \mathcal{O} 件又は加算の要件に関する規定であって政令で定めるもの 法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合をいう。 する場合においては、 共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である 済法による長期給付等」 算する金額に相当する部分又は地共済法による一時金(以下「地共 土十九条 を地共済組合員期間その他の政令で定める期間に算入する。 ?間を満たさない者について? 項において「支給要件等に関する規定」という。) 組合員である期間 カ 下この 相手国 地共済法による長期給付、 頃において同じ。 国期 間 その者の相手国期間であって政令で定めるも (以 下 (政令で定める社会保障協定に係るものを除 という。 「地共済組合員期間」 当該支給要件等に関する規定を適 及び地方公務員共済組合 のうち次に掲げるものの支給要 地共済法による長期給付に加 という。 に規定する地 以下同じ。 以 (地共済 を有 下こ 用

退職共済年金

三 世共斉去育八十二 遺族共済年金

給」という。) 加給年金額に相当する部分(以下「地共済法の退職共済年金の加 三 地共済法第八十条第一項の規定により退職共済年金に加算する

五. 兀 法律第百八号。 する部分 第二十九条第 婦加算」という。) 金額に相当する部分 地方公務員等共済組合法等の 地共済法第九十九条の三の規定により遺族共済年金に加算する (以 下 一項の規定により遺族共済年金に加算する額に相当 以下 - 地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算」と (以 下 「昭和六十年地共済改正法」 「地共済法の遺族共済年金の中高齢 一部を改正する法律 という。 (昭 和六十年 附則

いう。)

第六十三条第一項において「脱退一時金」という。)
六 地共済法附則第二十八条の十三第一項に規定する脱退一時金

条の十三第一項の規定は、適用しない。
ある期間を満たすこととなる者については、地共済法附則第二十八回が可の規定により地共済法による退職共済年金の受給資格要件で

の支給要件等の特例)
(相手国期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金

第六十条 この限りでない。 給付であって政令で定めるものの受給権を有する場合については、 みなす。 以下この章において「相手国期間中に初診日のある傷病」という。 にあっては、 による障害を有する者であって、 当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であったものと 第八十五条第一項又は第八十六条第一項の規定の適用については て地共済組合員期間を有するものは、 中に初診日のある傷病 ただし、 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く これに相当するものとして政令で定めるものとする。 その者が (政令で定める社会保障協定に係る場合 当該障害を給付事由とする年金である 当該障害に係る障害認定日にお 地共済法第八十四条第 項

る障害一時金の支給要件の特例)(相手国期間中に初診日のある公務によらない傷病による障害に係

第六十 う。 は、 条各号のい その退職の日(地共済法第九十六条第一項に規定する退職の日を 日の 障協定に係る場合にあっては、これに相当するものとして政令で定 日において地方公務員共済組合の組合員であったものとみなす。 るものとする。 地共済法第九十六条第一項の規定の適用については、当該初 第六十八条第 ある公務によらない傷病」 <u>·</u> 条 中に初診日のある公務によらな ずれかに該当する者その他の政令で定める者を除く。 相手国期間 第六十八条第 項において同じ。 (政令で定める社会保障協定に係るものを除 という。 項において 傷病 において地共済法第九十七 による障害を有する者 「相手国期間中に初診 (政令で定める社会保

2 第六十二条 \ \ • その者の る社会保障協定に係る場合にあっては、 組合員期間を有する者が、 るものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでな については、 令で定める者とする。 た者」という。)である場合は、 相 以下この条及び第六十九条第 手国期間及び地共済組合員期間を有する者が、 死亡を給付事由とする年金である給付であって政令で定め 相手国期間 同条第一 項第一号に該当するものとみなす。 同項第一号において「相手国期間中に死亡し (政令で定める社会保障協定に係るものを除 相手国期間中に死亡した者 地共済法第九十九条の規定の適用 項において同じ。 これに相当する者として政 相手国期間中に (政令で定め 及び地共済 ただし、

第

号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除

(その者が地共済法第九十九条第

経過する日前に死亡した場合

初診日のある傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を

(相手国

|期間を有する者に係る遺族共済年金の支給要件の特例|

なす。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。く。)は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみ

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

(地共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例)

第六十三条 第五十九条第一項の規定により支給する地共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該地共済法による長期治付等の額に関する規定であって政令で定めるものにかかわらず、であるものとして算定した額)に期間比率を乗じて得た額とする。であるものとして算定した額)に期間比率を乗じて得た額とする。であるものとして算定した額)に期間比率を乗じて得た額とする。

- 地共済法の退職共済年金の加給
- 三 地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算二 地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算
- 四 脱退一時金
- 室件である期間であって政令で定めるものの月数で除して得た率と 一の受給権者又は当該地共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格 を、当該地共済法による長期給付等の給付事由となった を、当該地共済組合員期間であって政令で定めるものの月数 を、当該地共済組合員期間であって政令で定めるものの月数
- る地共済組合員期間は、その算定の基礎としない。 権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後におけの加給の額については、当該地共済法の退職共済年金の加給の受給 第五十九条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金
- 4 地方公務員共済組合の組合員であって、第五十九条第一項の規定

たとき 法の 月の が 退 間に再び により支給する地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有 職 退 前月までの地共済組合員期間を算定の基礎として、 は ・職共済年金の加給の額を改定する。 (当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの (地共済法第二条第 地方公務員共済組合の組合員の資格を取得したときを除く 前項の規定にかかわらず 項第四号に規定する退職をいう。 当該退職した日の翌日の属する 当該地共済 する者

基礎として 達した日の 受給権を有し、 に達したときは、 する地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十 済法第八十条第 地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金 翌日の 当該地共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。 かつ、 属する月の前月までの地共済組合員期間を算定 第三項の規定にかかわらず、 項の規定及び第五十九条第 同条第八項の規定により読み替えられた地共 その者の六十五歳に 項の規定により支給 五歳

5

(地共済法の障害共済年金等の額の計算の特例)

第六 う。 令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、 済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であった期間であって政 定に 下この条及び次条第一項において「特例による障害共済年金」と 十四条 かかわらず、 金額に按分率を乗じて得た金額) の地共済法第八十七条第一項の規定による金額は、 第六十条第 同項第一号の規定による金額 項の規定により支給する障害共済年金 とする。 (特例による障害共 同項の規 以

一公的年金被保険者等であることが理論的に可能な期間に基づくに定める率とする。

2

前項の按分率は、

次の各号に掲げる場合の区分に応じ

当該各号

が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率及びハに掲げる期間の月数)を合算した月数(当該合算した月数間の月数(ロに掲げる期間の月数が零である場合にあっては、イ間の月数(ロに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数を、

であった期間であって政令で定めるものを合算したものイ特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等

口 日の 由とする障害共済年金にあっては、 て政令で定めるもの 付事由となった障害に係る障害認定日 十歳に達した日の属する月の前月までの期間、 当該特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であ 規定の例による障害認定日) 昭 属する月以後の期間及び当該特例による障害共済年金の給 「和三十六年四月一日以後の期間 の属する月後の期間を除く。 地共済法第八十七条第五項 (イに掲げる期間並び (二以上の障害を給付 六十歳に達した に 事

でロに掲げる月数を合算した月数を三百で除して得た率を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 イ及を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 イ及地共済組合員期間の月数(地共済法第八十七条第一項第一号に規一 前号に規定する按分率を障害共済年金の額の計算の基礎となる

イ 第一号イに掲げる期間の月数

- して得た率を乗じて得た月数国期間であって政令で定めるものの月数とを合算した月数で除る月数を当該月数と特例による障害共済年金の受給権者の相手 三百月からイに掲げる月数を控除して得た月数に、イに掲げ
- ず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。
 げる金額の同条第三項の規定による金額は、同項の規定にかかわら
 著一特例による障害共済年金の地共済法第八十七条第一項第一号に掲
- 号に定める率とする。

 号に定める率とする。

 が二項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各
- 第二項第二号に掲げる場合 同号イに掲げる期間の月数を、同号イ及びロに掲げる期間の月数(同号ロに掲げる期間の月数が零号イ及びロに掲げる期間の月数が零別に現所の開発の開発の目標に掲げる場合 同号イに掲げる期間の月数を、同
- 6 特例による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者相手国期間であって政令で定めるものの月数とを合算した月数で開間の月数を、当該月数と特例による障害共済年金の受給権者の際上項第二号又は第三号に掲げる場合 同項第一号イに掲げる

給権が消滅した地共済法による障害共済年金に係る地共済法の障害

その額が地共済法第九十条第五項の規定によりその受

加給の額は、

済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。らず、従前の地共済法による障害共済年金に係る地共済法の障害共共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第四項の規定にかかわ

7 る。 掲げる金額の同条後段の規定による金額について、 ついて、 時 第 金の 項及び第 第三項及び第五項の規定は当該障害一時金の同条第一号に 地共済法第九十八条 一項の規定は第六十 (後段を除く。 一条の規定により支給する障害 0 規定による金額に それぞれ準用

共済事業団)の確認を受けたところによる。
共済制度の加入者であった期間であるときは、日本私立学校振興・一ついては、厚生労働大臣(当該地共済組合員期間以外の期間が私学年金被保険者等であった期間のうち地共済組合員期間以外の期間に存金被保険者等であった期間のうち地共済組合員期間以外の期間に有いては、原生労働大臣(当該地共済組合員期間以外の期間に対いて準用する場所である。

8

(地共済法の遺族共済年金の額の計算の特例)

イ (1) の 該金額に按分率を乗じて得た金額) た死亡に係る者の被用者年金被保険者等であった期間であって政令 で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、 に支給する遺族共済年金(以下この条及び第七十一条において「特 による障害共済年金の受給権者が死亡したことによりその者の遺族 第 「による遺族共済年金」 五条 一号イの規定による金額は、 規定による金額 第六十二条の規定により支給する遺族共済年金及び特例 (特例による遺族共済年金の給付事由となっ という。 同号イの規定にかかわらず、 とする。 の地共済法第九十九条の二第 同号

2

前項の按分率は

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、

当該各号

に定める率とする。

大率 一 前条第二項第一号に掲げる場合 イに掲げる期間の月数を合算した月数である場合にあっては、イ及びハに掲げる期間の月数)を合算した月数である場合が口に掲げる期間の月数が零である場合。 イに掲げる期間の月数を、イ

イ 特例による遺族共済年金の給付事由となった死亡に係る者の

被用者年金被保険者等であった期間であって政令で定めるもの

を合算したもの

口

の期間を除く。)

「明和三十六年四月一日から当該特例による遺族共済年金の給」

「明和三十六年四月一日から当該特例による遺族共済年金の給」

ハ 当該特例による遺族共済年金の給付事由となった死亡に係る

者の相手国期間であって政令で定めるもの

イ及びロに掲げる月数を合算した月数を三百で除して得た率付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合地共済組合員期間の月数(地共済法第九十九条の二第一項第一号前号に規定する按分率を遺族共済年金の額の計算の基礎となる三 前号に規定する按分率を遺族共済年金の額の計算の基礎となる

イ 第一号イに掲げる期間の月数

- とを合算した月数で除して得た率を乗じて得た月数た死亡に係る者の相手国期間であって政令で定めるものの月数る月数を当該月数と特例による遺族共済年金の給付事由となっ」三百月からイに掲げる月数を控除して得た月数に、イに掲げ
- 3 特例による遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の中 高齢寡婦加算又は地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は に、按分率を乗じて得た金額とする。
- 算した月数で除して得た率である場合にあっては、同号イ及びハに掲げる期間の月数)を合号イ及びロに掲げる期間の月数が零号イ及びロに掲げる期間の月数(同号ロに掲げる期間の月数を、同一第二項第一号に掲げる場合 同号イに掲げる期間の月数を、同
- 数とを合算した月数で除して得た率なった死亡に係る者の相手国期間であって政令で定めるものの月期間の月数を、当該月数と特例による遺族共済年金の給付事由と二 第二項第二号又は第三号に掲げる場合 同項第一号イに掲げる
- 、それぞれ準用する。 第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について 条第一項及び第二項の規定は昭和六十年地共済改正法附則第三十条 規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十七
- 前条第八項の規定は、第一項又は第三項の場合について準用する

6

0

(地共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

特例 第三節 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する

よる障害共済年金の支給に関する特例) (発効日前の障害認定日において障害の状態にある者の地共済法に

第六十七条 害の状態にあるときは、 地共済法第八十四条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障 認定日において 日のある傷病に限る。 て地方公務員共済組合の組合員であった者を除く。 障害認定日が発効日前にある傷病 地共済組合員期間を有し、)による障害を有する者 その者に、 同条第一項の障害共済年金を支 か (相手国期間 (当該初診日にお 当該傷病により が 当該障害 中に初診

全 条第四項から第六項まで及び第八項の規定は前項の規定により支給 支給する障害共済年金の地共済法第八十七条第一項第一 規定により支給する障害共済年金の地共済法第八十七条第一項第一 規定により支給する障害共済年金の地共済法第八十七条第一項の規定は前項の を記述して、第六十四条第三項、第五項及び第八項の規定は前項の 規定による金

る金額について、それぞれ準用する。する障害共済年金に地共済法第八十八条第一項の規定により加算す

翌月から始めるものとする。 第一項の規定による障害共済年金の支給は、発効日の属する月の

る障害一時金の支給に関する特例) (発効日前の退職の日において障害の状態にある者の地共済法によ

第六十八条 この限りでない。 れかに該当する者その 態にあるときは、 病により地共済法第九十六条第一項の政令で定める程度の障害の状 診日において地方公務員共済組合の組合員であった者を除く。 初診日のある公務によらない傷病による障害を有するもの その者が、 当該退職の日において、 退職の日が発効日前である者であって、 当該退職の日において地共済法第九十七条各号のい その者に、 他の政令で定める者である場合については、 地共済組合員期間を有し、 同項の障害 時金を支給する。 相手国期間 か (当該初 当該傷 ただし 中

田する。 用する。 用する。 用する。 同条後段の規定による金額について、それぞれ準 一、よる金額について、第六十四条第三項、第五項及び第八項の規定 一、第六十四条第三項、第五項及び第八項の規定 一、第六十四条第三項、第五項及び第八項の規定 一、第六十四条第一項、第二項及び第八項の規定

る特例) (発効目前の死亡に係る地共済法による遺族共済年金の支給に関す

第六十九条 この限りでない。 消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合については、 給する。 期間を有するもの おいて地共済法第九十九条の七に規定する遺族共済年金の受給権 日において地方公務員共済組合の組合員であった場合を除く。 した日において次の各号のいずれかに該当したとき(当該死亡した その者の遺族に、 ただし 地方公務員共済組合の組合員であった者であって相手国 当該遺族が当該死亡した日から発効日までの間に が 地共済法第九十九条第一項の遺族共済年金を支 発効日前 に死亡した場合であって、 当該死亡

- 相手国期間中に死亡した者であるとき。
- あるとき(前号に該当するときを除く。)。
 亡した日が当該初診日から起算して五年を経過していないもので二 相手国期間中に初診日のある傷病により死亡し、かつ、当該死
- 規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たすとき。和六十年地共済改正法附則第十三条第一項、第三項及び第四項の三 第五十九条第一項、地共済法第九十九条第一項第四号並びに昭
- 3 2 該当するときは、その遺族が地共済法による遺族共済年金の請求を 用する。 第四十六条並びに第七十六条の五の規定は、 あった者が同項第一号又は第二号に該当し、 第一 地共済法第二条第 項の場合において、 項第三号、 死亡した地方公務員共済組合の組合員で 第二項及び第三項、 前項の場合において準 か 同項第三号にも 第四十五条、

みに該当するものとし

同項第三号には該当しないものとする。

同項第

一号又は第二号

したときに別段の申出をした場合を除き、

5 第五十九条第一項(第四号及び第五号に係る部分に限る。)の規
年金は地共済法第九十九条第一項第一号から第三号までのいずれか
することにより支給する遺族共済年金と同条第一項第三号に該
することにより支給する遺族共済年金との第三号までのいずれか
第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済

まないものについて準用する。 第五十九条第一項(第四号及び第五号に係る部分に限る。)の規 では、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金の支給を受 地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は昭 地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は昭 地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は昭 では、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金の支給を受 でないものについて準用する。

第六十五条第一項、第二項及び第六項済年金の地共済法第九十九条の二第一項第一号イの規定による額一第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共

項、第四項及び第六項 地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第六十五条第三 地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第六十五条第三二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共

兀

第

項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年地共済

- 789 -

分の額 第十七条 改正法附則第三十条第一項の規定により加算する額に相当する部

分の額 第十七条第一項及び第二項 改正法附則第三十条第二項の規定により加算する額に相当する部 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年地共済

については、適用しない。 あって政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付で

翌月から始めるものとする。 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、発効日の属する月の

関する特例 二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に

の支給要件等に関する特例)(二以上の相手国期間を有する者に係る地共済法による長期給付等

第七十条 地共済法による長期給付等の支給要件又は加算の要件に関策七十条 地共済法による長期給付等の支給要件又は加算の要件に関

の額) (二以上の相手国期間を有する者に係る地共済法による長期給付等

族共済年金又はこれに加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡の額は、当該地共済法による長期給付等の受給権者(特例による遺第七十一条)前二節の規定により支給する地共済法による長期給付等

第二節 不服申立てに関する特例等

共済法の規定による審査請

求の特例

> 節の 算の する。 等の支給要件又は加算の要件に関する規定に規定する受給資格要件 は 婦 を有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高 を満たすこととなるものに限る。 社会保障協定ごとに当該社会保障協定に係る一の相手国期間 中高齢寡婦加算若しくは地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦 |加算若しくは地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算にあって 給付事由となった死亡に係る者 いるときは 規定を適用するものとした場合に当該地共済法による長期給付 |該特例による遺族共済年金又は当該地共済法 当該地共済法による長期給付等 以下この条におい が二以上の相手国期間 の種類に応じ て同じ。 \mathcal{O} 遺 族共 いも 済 (前 を有 \mathcal{O} \mathcal{O} 4

第五節 不服申立てに関する特例等

(地共済法の規定による審査請求の特例)

第七十二条 において 地共済法の定めるところにより、 期間に係るものに限る。)に関する処分について不服がある者は 準用する場合を含む。 第八十二条第八項 第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。 て審査請求をすることができる。 (第三十七条第八項において準用する場合を含む。)、第三十五条 て準用する場合を含む。 第十四条第四項、第三十二条第八項(第三十三条第六項 (第八十三条第六項 (第八十七条第六項にお 第八十五条第二項及び第八十六条第二項 の規定による確認 地方公務員共済組合審査会に対し (地共済組合員 又は いて

項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の場て準用する場合を含む。)、第六十七条第二項及び第六十八条第二2 第六十四条第八項(第六十五条第六項(第六十九条第六項におい

(地共済法の規定による審査請求の手続の特例)

第四十七条

略

(主務大臣の権限)

第四十八条

略

(地方公務員共済組合連合会の事業)

第四十九条 (略)

第十章 私立学校教職員共済法関係

期給付に関する規定は、私学共済法第十四条第一項に規定する教職員第五十条 私立学校教職員共済法(以下「私学共済法」という。)の短第一節 私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例

第七十六条

私立学校教職員共済法

(以 下

「私学共済法」という。

0

等のうち、

次の各号のいずれかに掲げるものには、

適用しない。

調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの(第三号及び一日本国の領域内において就労する者であって、医療保険制度適用

あっては、政令で定める者に限る。)

第四号に掲げる者を除き、

政令で定める社会保障協定に係る場合に

調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの(次号及び第一 相手国の領域内において就労する者であって、医療保険制度適用

とができない。
| 済法による長期給付等に関する処分についての不服の理由とするこの規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく地共合において、地共済組合員期間以外の期間に係る第六十四条第八項

(地共済法の規定による審査請求の手続の特例)

第七十三条 (略)

(主務大臣の権限)

第七十四条 (略)

第七十五条 (略)

、地方公務員共済組合連合会の事業)

第十章 私立学校教職員共済法関係

第一節 私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例

定する教職員等をいう。次項において同じ。)のうち、次の各号のい短期給付に関する規定は、教職員等(私学共済法第十四条第一項に規

ずれかに掲げるものには、適用しない。

あっては、政令で定める者に限る。) 第四号に掲げる者を除き、政令で定める社会保障協定に係る場合に調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの(第三号及び一 日本国の領域内において就労する者であって、医療保険制度適用

調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの(次号及び第二 相手国の領域内において就労する者であって、医療保険制度適用

兀]号に掲げる者を除く。

- を受けるもの あって、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用 日本国の領域内及び相手国の領域内において同時に就労する者で (次号に掲げる者を除き、 政令で定める社会保障協定
- 兀 れた者

に係る場合にあっては、 第四条第一項の規定により船員保険の被保険者としないこととさ 政令で定める者に限る。 兀

[号に掲げる者を除く。

兀

- に係る場合にあっては、 を受けるもの あって、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用 日本国の領域内及び相手国の領域内において同時に就労する者で (次号に掲げる者を除き、 政令で定める者に限る。 政令で定める社会保障協定
- れた者 第四条第一項の規定により船員保険の被保険者としないこととさ
- 2 \mathcal{O} いずれかに掲げるものには、 私学共済法の長期 給付に 関する規定は、 適用しない。 職員等 のうち、 次の
- 号に掲げる者を除く。 規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの 日本国の領域内において就労する者であって、 年金制度適用調整 (第三号及び第四
- 規定により相手国法令の 「掲げる者を除く。 相手国の領域内において就労する者であって、 規定の適用を受けるもの 年金制度適用 (次号及び第四 調
- けるもの あ って、 日本国の領域内及び相手国の領域内において同時に就労する者で 年金制度適用調整規定により相手国法令の (次号に掲げる者を除く。 規定の適用を受

兀 前項第四号に掲げる者

- 3 わらず、 定を適用しないこととされた者は、 前二項の規定により私学共済法の短期給付及び長期給付に関する規 私学共済制度の加入者にならないものとする。 私学共済法第十四条の規定にかか
- 4 学共済法第四条第一項に規定する共済規程で定める。 与の額に対する割合は、 次に掲げる者の私学共済法による掛金の標準給与の月額及び標準賞 それぞれ、 政令で定める範囲内において、 私

済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

一学共済制度の加入者」という。

3

第

給与の月額及び標準賞与の額に対する割合は、

政令で定める範囲内に

いこととされた私学共済制度の加入者の私学共済法による掛金の標準

項の規定により私学共済法の短期給付に関する規定を適用しな

にならないものとする。

(次項において「

ないこととされた私学共済制度の加入者一年一項の規定により私学共済法の短期給付に関する規定を適用

ないこととされた私学共済制度の加入者

二 第二項の規定により私学共済法の長期給付に関する規定を適用し

第二節 長期給付等に関する特例

一款 長期給付等の支給要件等に関する特例

第

第七十七条 加入者期間その他の政令で定める期間に算入する。 おいては、 おいて「支給要件等に関する規定」という。 は加算の要件に関する規定であって政令で定めるもの 法による長期給付等」という。 る金額に相当する部分又は私学共済法による一時金(以下「私学共済 たさない者について、 による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満 する加入者期間 (相手国期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例) 以下この項において同じ。 私学共済法による長期給付、 その者の相手国期間であって政令で定めるものを私学共済 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く (以下 当該支給要件等に関する規定を適用する場合に 「私学共済加入者期間」という。 及び私学共済法第十七条第 私学共済法による長期給付に加算す のうち次に掲げるものの支給要件又 に規定する私学共済法 (以下この項に を有し、 一項に規定 カン

- 退職共済年金
- 一遺族共済年金
- 済法の退職共済年金の加給」という。)

 退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「私学共おいて「準用国共済法」という。)第七十八条第一項の規定により三、私学共済法第二十五条において準用する国共済法(以下この章に

算」という。) に相当する部分(以下「私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加四 準用国共済法第九十条の規定により遺族共済年金に加算する金額

共済年金の経過的寡婦加算」という。) 共済年金に加算する金額に相当する部分(以下「私学共済法の遺族る昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定により遺族 私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされ

| 準用国共済法附則第十三条の十第一項に規定する脱退一時金(第

- 八十一条第一項において「脱退一時金」という。)

条の十第一項の規定は、適用しない。
ある期間を満たすこととなる者については、準用国共済法附則第十三
が項の規定により私学共済法による退職共済年金の受給資格要件で

支給要件等の特例)(相手国期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金の

第七十八条 済制度の加入者であったものとみなす。 三項又は第五項の規定の適用については、 共済加入者期間を有するものは、 る障害を有する者であって、 この章において「相手国期間中に初診日のある傷病」という。 を給付事由とする年金である給付であって政令で定めるものの受給権 あっては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。 中に初診日のある傷病 相手国期間 (政令で定める社会保障協定に係るものを除く (政令で定める社会保障協定に係る場合に 当該障害に係る障害認定日において私学 準用国共済法第八十一条第一項、 ただし 当該初診日において私学共 その者が、 当該障害 以下 によ 第

2 相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、準用国

この限りでない。

を有する場合については、

とみなす。
については、当該初診日において私学共済制度の加入者であったもの共済法第八十四条第二項又は第八十七条第四項ただし書の規定の適用

障害一時金の支給要件の特例)(相手国期間中に初診日のある職務によらない傷病による障害に係る

第七十九条 該初診日において私学共済制度の加入者であったものとみなす。 は、 第八十六条第一項において同じ。 日 職務によらない傷病」という。 のとする。 定に係る場合にあっては、これに相当するものとして政令で定めるも 六各号のい (準用国共済法第八十七条の五第一項に規定する退職の日をいう。 中に初診日のある職務によらない傷病 準用国共済法第八十七条の五第一項の規定の適用については、 第八十六条第 相手国期間 ずれかに該当する者その他の政令で定める者を除く。 (政令で定める社会保障協定に係るものを除く 一項において「相手国期間中に初診日のある による障害を有する者 において準用国共済法第八十七条 (政令で定める社会保障協 (その退職 \mathcal{O}

(相手国期間を有する者に係る遺族共済年金の支給要件の特例)

第八十条 亡を給付事由とする年金である給付であって政令で定めるものの支給 は、 る者とする。 保障協定に係る場合にあっては、 以下この条及び第八十七条第一 者期間を有する者が、 同条第)である場合は、 相手国期間 項第一号に該当するものとみなす。 同項第一号において「相手国期間中に死亡した者」とい (政令で定める社会保障協定に係るものを除く。 準用国共済法第八十八条の規定の適用について 相手国期間中に死亡した者 項において同じ。 これに相当する者として政令で定め ただし、 (政令で定める社会 及び私学共済加入 その者の死

を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 相手国期間及び私学共済加入者期間を有する者が、相手国期間中に2 相手国期間及び私学共済加入者期間を有する者が、相手国期間中に2

二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

(私学共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例)

第八十一条 第七十七条第一項の規定により支給する私学共済法による長期治付等のうち次に掲げるものの額は、当該私学共済法による長期治付等の額に関する規定であって政令で定めるものにかかわらず、当 あるものとして算定した額)に期間比率を乗じて得た額とする。 第八十一条 第七十七条第一項の規定により支給する私学共済法による

- 私学共済法の退職共済年金の加給
- | 私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算| 私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算
- 四脱退一時金
- 2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる私学共済法による長期給付等の受給権者又は当該私学共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格を、当該私学共済加入者期間であって政令で定めるものの月数の受給権者又は当該私学共済法による長期給付等の給付事由となった。

私学共済加入者期間は、その算定の基礎としない。 権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における の加給の額については、当該私学共済法の退職共済年金の加給の受給 第七十七条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金

4

共済加入者期間を算定の基礎として、 定にかかわらず、 準 給する私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職 私学共済制度の加入者の資格を取得したときを除く。 (当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び 加給の額を改定する。 -用国共済法第二条第 私学共済制度の加入者であって、 当該退職した日の翌日の属する月の前月までの私学 一項第四号に規定する退職をいう。 第七十七条第一項の規定により支 当該私学共済法の退職共済年金 は 前項の規 したとき

5 る。 金の 歳に達した日の翌日の属する月の前月までの私学共済加入者期間を算 り支給する私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六 用国共済法第七十八条第一項の規定及び第七十七条第 定の基礎として 十五歳に達したときは、 準用国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年 受給権を有し、 当該私学共済法の退職共済年金の加給の額を改定す かつ、 第三項の規定にかかわらず、 同条第八項の規定により読み替えられた準 その者の六十五 一項の規定によ

(私学共済法の障害共済年金等の額の計算の特例)

金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による金額(特。)の準用国共済法第八十二条第一項(後段を除く。)の規定による下この条及び次条第一項において「特例による障害共済年金」という第八十二条 第七十八条第一項の規定により支給する障害共済年金(以

るときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。間であって政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であ例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であった期

- 超えるときは、三百月)で除して得た率 場げる期間の月数)を合算した月数(当該合算した月数が三百月を数(ロに掲げる期間の月数が零である場合にあっては、イ及びハに数にの場合 イに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月 協定の場合 イに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月 公的年金被保険者等であることが理論的に可能な期間に基づく按
- あった期間であって政令で定めるものを合算したものイー特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等で
- 特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であって政令で定

 一 公的年金被保険者等であった期間と相手国期間とを合算した期間

 二 公的年金被保険者等であった期間と相手国期間とを合算した期間

 一 当該特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であって

めるものの月数とを合算した月数(当該合算した月数が三百月を超

えるときは、三百月)で除して得た率

を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 イ及び規定する月数をいう。)を勘案して修正した按分率により給付の額学共済加入者期間の月数(準用国共済法第八十二条第一項第一号に三 前号に規定する按分率を障害共済年金の額の計算の基礎となる私

イ 第一号イに掲げる期間の月数

ロに掲げる月数を合算した月数を三百で除して得た率

た率を乗じて得た月数 間であって政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得 月数を当該月数と特例による障害共済年金の受給権者の相手国期 三百月からイに掲げる月数を控除して得た月数に、イに掲げる

共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。)の額は、同条第三項場がる金額の同項後段の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。共済生金に係る準用国共済法第八十三条第一項の規定による金額は、同項後段の規定にかかわる。

の規定にかかわらず、

同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金

月数で除して得た率
る場合にあっては、同号イ及びハに掲げる期間の月数)を合算した
イ及びロに掲げる期間の月数(同号ロに掲げる期間の月数が零であ
第二項第一号に掲げる場合 同号イに掲げる期間の月数を、同号

二 第二項第二号又は第三号に掲げる場合 同項第一号イに掲げる期

国期間であって政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して間の月数を、当該月数と特例による障害共済年金の受給権者の相手

得た率

でいた。 で言共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。 一切給の額は、その額が準用国共済法第八十五条第四項の規定にかいかわらず、従前の私学共済法による障害共済年金に係る私学共済法ので言共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第四項の規定によりそのでは、その額が準用国共済法第八十五条第四項の規定によりそのでは、第一項の規定によりでは、第一項の規定によりでは、第一項の表面には、第一項の関係を表面である。 で言共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

る。 第一項及び第二項の規定による金額について、それぞれ準用すに掲げる金額の同条後段の規定による金額について、第三項及び第五項の規定は当該障害一時金の同条第一号額について、第三項及び第五項の規定は第七十九条の規定により支給する障害一

7

8 第一項若しくは第三項(これらの規定を前項において準用する場合ところによる。

(私学共済法の遺族共済年金の額の計算の特例)

遺族共済年金」という。)の準用国共済法第八十九条第一項第一号イする遺族共済年金(以下この条及び第八十九条において「特例による高い。 第八十条の受給権者が死亡したことによりその者の遺族に支給第八十三条 第八十条の規定により支給する遺族共済年金及び特例によ

じて得た金額)とする。
して得た金額)とする。
じて得た金額)とする。
じて得た金額)とする。
じて得た金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)の規定に

算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率あっては、イ及びハに掲げる期間の月数)を合算した月数(当該合びロに掲げる期間の月数(ロに掲げる期間の月数が零である場合に一前条第二項第一号に掲げる場合 イに掲げる期間の月数を、イ及

用者年金被保険者等であった期間であって政令で定めるものを合不一特例による遺族共済年金の給付事由となった死亡に係る者の被

算したもの

の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間をまでの期間(イに掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月事由となった死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族共済年金の給付

の相手国期間であって政令で定めるもの
ソ 当該特例による遺族共済年金の給付事由となった死亡に係る者

除く。

(当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得者の相手国期間であって政令で定めるものの月数とを合算した月数当該月数と特例による遺族共済年金の給付事由となった死亡に係る「前条第二項第二号に掲げる場合」前号イに掲げる期間の月数を、

た 率

- 802 -

びロに掲げる月数を合算した月数を三百で除して得た率 に規定する月数をいう。)を勘案して修正した按分率により給付の に規定する方数をいう。)を勘案して修正した按分率により給付の 学共済加入者期間の月数(準用国共済法第八十九条第一項第一号イ

イ 第一号イに掲げる期間の月数

算した月数で除して得た率を乗じて得た月数 亡に係る者の相手国期間であって政令で定めるものの月数とを合 月数を当該月数と特例による遺族共済年金の給付事由となった死 三百月からイに掲げる月数を控除して得た月数に、イに掲げる

3 特例による遺族共済年金に加算する私学共済法の遺族共済年金の中 高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は での例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第 その例によることとされる昭和六十年国共済との経過的寡婦加算の額は を季を乗じて得た金額とする。

合算した月数で除して得た率 た死亡に係る者の相手国期間であって政令で定めるものの月数とを間の月数を、当該月数と特例による遺族共済年金の給付事由となっ二 第二項第二号又は第三号に掲げる場合 同項第一号イに掲げる期

5 第十七条の規定は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十七条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十七条第の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規が、第十七条の規定によりその例による。

6 前条第八項の規定は、第一項又は第三項の場合について準用する。

(私学共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

第三節 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特

例

のある傷病に限る。)による障害を有する者(当該初診日において私第八十五条 障害認定日が発効日前にある傷病(相手国期間中に初診日よる障害共済年金の支給に関する特例) (発効日前の障害認定日において障害の状態にある者の私学共済法に

2 第八十二条第一項、第二項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の準用国共済法第八十二条第一項の規定による金額について、第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額について、第八十二条第三項、第五項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の準用国共済法第八十二条第一項(後段を除く。により加算する金額について、それぞれ準用する。により加算する金額について、それぞれ準用する。

月から始めるものとする。 4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、発効日の属する月の翌って政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であ

る障害一時金の支給に関する特例)
(発効日前の退職の日において障害の状態にある者の私学共済法によ

第八十六条 限りでない。 かに該当する者その他の政令で定める者である場合については、この が るときは、 国共済法第八十七条の五第一項の政令で定める程度の障害の状態にあ 日において、 診日のある職務によらない傷病による障害を有するもの において私学共済制度の加入者であった者を除く。 当該退職の日において準用国共済法第八十七条の六各号のいずれ その者に、 退職の日が発効日前である者であって、 私学共済加入者期間を有し、 同項の障害一時金を支給する。ただし、その者 かつ、 当該傷病により準用 が、 相手国期間中に初 (当該初診日 当該退職の

給する障害一時金の準用国共済法第八十七条の七(後段を除く。)の2 第八十二条第一項、第二項及び第八項の規定は前項の規定により支

ぞれ準用する。

でれ準用する。

でれ準用する。

でれ準用する。

でれ準用する。

でれずの規定により支給する障害一時金の準用国共済法第八十七条定は前項の規定により支給する障害一時金の準用国共済法第八十七条

る特例) (発効日前の死亡に係る私学共済法による遺族共済年金の支給に関す

政令で定める事由に該当した場合については、 九十三条の二に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を参酌して 該遺族が当該死亡した日から発効日までの間において準用国共済法第 用国共済法第八十八条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、 するものが、 八十七条 て次の各号のいずれかに該当したとき(当該死亡した日において私 、済制度の加入者であった場合を除く。 私学共済制度の加入者であった者であって相手国期間を有 発効日前に死亡した場合であって、 は、 この限りでない。 当該死亡した日にお その者の遺族に、 当 準

- 相手国期間中に死亡した者であるとき。
- 三 第七十七条第一項、準用国共済法第八十八条第一項第四号及び私とき(前号に該当するときを除く。)。した日が当該初診日から起算して五年を経過していないものである二 相手国期間中に初診日のある傷病により死亡し、かつ、当該死亡
- 参酌して政令で定める受給資格要件を満たすとき。和六十年国共済改正法附則第十四条第一項から第三項までの規定を学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭三 第七十七条第一項、準用国共済法第八十八条第一項第四号及び私三
- | 用する。 | 、第四十四条並びに第七十四条の五の規定は、前項の場合について準 | 、第四十四条並びに第七十四条の五の規定は、前項の場合について準 | 2 | 準用国共済法第二条第一項第三号、第二項及び第三項、第四十三条

- 3 きは、 が同 ものとし 別段の申出をした場合を除き、 第 項 その遺族が私学共済法による遺族共済年金の請求をしたときに 第一 項の場合において、 同項第三号には該当しないものとする。 号又は第二号に該当し 死亡した私学共済制度の加入者であった者 同項第 か 一号又は第二号のみに該当する 同項第三号にも該当すると
- 4 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金と、第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金と、第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年
- 5 第七十七条第一項(第四号及び第五号に係る部分に限る。)の規定は、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金の支給を受ける法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は私学共済法の登場共済年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は私学共済法での経過的寡婦加算の加算の資格要件である期間を満たさないものに全の経過的寡婦加算の加算の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。
- 八十三条第一項、第二項及び第六項年金の準用国共済法第八十九条第一項第一号イの規定による額(第一)第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済
- 学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第八十三条第三項年金に加算する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済

第四項及び第六項

回 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算 三 第一項の規定により支給する遺族共済年金に私学共済法の 一 第一項の規定により支給する遺族共済年金に私学共済法第四十八 一 第一項の規定により支給する遺族共済年金に私学共済法第四十八 一 第一項の規定により支給する遺族共済年金に私学共済法第四十八 一 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算

五 第一項の規定により支給する遺族共済年金に私学共済法第四十八

の額第十七条第一項及び第二項

正法附則第二十九条第二項の規定により加算する額に相当する部分条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改

第一頁の規定による遺疾共育手をの支命は、発効目の属する目の恩力では、適用しない。7 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付である。

月から始めるものとする。 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、発効日の属する月の翌

第四節 二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関

の支給要件等に関する特例)
(二以上の相手国期間を有する者に係る私学共済法による長期給付等する特例

に係る一の相手国期間のみを有しているものとして前二節の規定をそ期間を有しているときは、一の社会保障協定ごとに当該社会保障協定関する規定に規定する受給資格要件を満たさない者が二以上の相手国第八十八条 私学共済法による長期給付等の支給要件又は加算の要件に

れぞれ適用する。

の額)
(二以上の相手国期間を有する者に係る私学共済法による長期給付等

第八十九条 保障協定ごとに当該社会保障協定に係る一の相手国期間のみを有して たすこととなるものに限る。 算の給付事由となった死亡に係る者)が二以上の相手国期間 は 婦加算若しくは私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算にあ 族共済年金又はこれに加算する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡 いるものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いものとする。 るときは、 の支給要件又は加算の要件に関する規定に規定する受給資格要件を満 の規定を適用するものとした場合に当該私学共済法による長期給付等 の額は、 中高齢寡婦加算若しくは私学共済法の遺族共済年金の経過的 当該特例による遺族共済年金又は当該私学共済法の遺族共済年金 当該私学共済法による長期給付等の受給権者 当該私学共済法による長期給付等の種類に応じ、 前 一節の規定により支給する私学共済法による長期給付等 以下この条において同じ。 (特例による遺 を有して (前 の社会 [寡婦 って 二節 加

第五節 不服申立てに関する特例等

(私学共済法の規定による審査請求の特例)

場合を含む。)又は第六十四条第八項(第六十五条第六項(第六十九とつが第三十六条第二項において準用する場合を含む。)、第五十条第二項において準用する場合を含む。)、第三十五条第二項を含む。)、第三十五条第二項 第九十条 第十四条第四項、第三十二条第八項(第三十三条第六項(第三十三条第六項(第三十三条第六項(第三十三条第八項(第三十三条第六項(第三十三条第八項)

第二節 不服申立てに関する特例等

(私学共済法の規定による審査請求の特例)

日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会に対して審査請求をするのの分について不服がある者は、私学共済法の定めるところにより、よる確認(第四号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。)に関すよる確認(第四号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。)の規定にはいて準用する場合を含む。)、第三十五条第第五十一条 第十四条第四項又は第三十二条第八項 第三十三条第六項

ことができる。

第五十二条 (略

(文部科学大臣の権限)

第五十三条

略

(私学共済法の規定による審査請求の手続の特例)

第九十一条 (私学共済法の規定による審査請求の手続の特例) (略

ない。

第九十二条 (文部科学大臣の権限 (略)

第十 一章 被用者年金各法の規定による給付に係る調整

二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有する

者に係る給付の支給の調整

第一節

(老齢給付の加給の支給の調整)

第九十三条 国共済法の退職共済年金の加給 七十七条第 第二十七条、 項の規定により、 第四十二条第 同時に二以上の老齢厚生年金の加給、 地共済法の退職共済年金の加給又は 項、 第五十九条第 一項又は第

共済事業団の共済審査会に対して審査請求をすることができる。 がある者は、私学共済法の定めるところにより、日本私立学校振興・ 私学共済加入者期間に係るものに限る。)に関する処分について不服 よる長期給付等に関する処分についての不服の理由とすることができ 第八十二条第八項(第八十三条第六項(第八十七条第六項において 私学共済加入者期間以外の期間に係る第八十二条第八項の規定 第八十五条第二項及び第八十六条第二項に 以下この項において同じ。 当該期間に基づく私学共済法に の規定による確認 の場合にお

おいて準用する場合を含む。

による確認の処分についての不服を、

準用する場合を含む。

2

六十八条第二項において準用する場合を含む。

条第六項において準用する場合を含む。

第六十七条第二項及び第

加給」 齢給付の 齢給付の加給の支給を停止する。この場合において、 する場合を含む。 法第七十九条第七項(私学共済法第二十五条において読み替えて準用 私学共済法の退職共済年金の加給 支給を停止する。 その その という。 加給が二以上あるときは、 額が最も高 の老齢給付の加給を支給し の支給を受けることができる者については、 及び地共済法第八十 V 一の老齢給付の加給を支給し (以下この条において 共済年金各法の定めるところによ その間 一条第八項の規定にかかわら 他の老齢給付の加給 当該最も高い老 その間、 「老齢給付の 国共済 他の老

厚生年金等の支給の調整)
(二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有する者に係る障害

第九十四条 この章 定を適用する。 被保険者等であった期間のみを有するものとみなして、 受給権を有する者に限る。 間中に初診日のある傷病」という。 病による障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の であった期間を有するもの あっては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。 二項 当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等 中に初診日のある傷病 第四十三条第一項、 (第四項及び第九十七条第二項を除く。 相手国期間 (政令で定める社会保障協定に係るものを除く 第六十条第一項又は第七十八条第一項の規 (当該初診日において、 (政令で定める社会保障協定に係る場合に は、 当該年金たる給付に係る被用者年金 による障害を有する者であって において「相手国期 当該傷病以外の傷 第二十八条第 以

当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等で2 相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であって、

3 項の規定を適用する。 者を除く。 とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至った 害に係る者に限るものとし あった期間を有するもの 条第二項 は 第四十三条第 当該 0 (当該障害認定日がその 期間のみを有するものとみなして、 項 前項の規定により同 第六十条第一項又は第七十八条第 0 0 障害を支給事 期間中にある障 第二 由

当該 するに至らなかった場合にあっても、 を適用するものとし、 格を喪失した日前の直近の資格を喪失した日の前日における被用者年 付の受給権を有するに至らなかった場合にあっては、 その者が当該障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給 資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であった期間 者を除く。 金被保険者等であった期間のみを有する者とみなして、これらの規定 のみを有するものとみなして、 とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至った あった期間を有するもの 第六十条第一 相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であって、 .障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等で は、 項又は第七十八条第一項の規定を適用する。 当該障害認定日前の直近の被用者年金被保険者等の これによっても当該年金たる給付の受給権を有 (前二項の規定により同 第二十八条第二項、 同様とする。 一の障害を支給事由 第四十三条第 その者を当該資 ただし、

4 第七十九条に規定する退職の日(以下 る。 のを除く。 る場合にあっては、 前三項の規定は、 当該障害に係る障害認定日又は第四十四条、 第九十七条第二項において同じ。 中に初診日のある傷病 相手国期間 これに相当するものとして政令で定めるものとす (政令で定める社会保障協定に係るも (政令で定める社会保障協定に係)による障害を有する者であっ 「障害認定日等」という。)に 第六十 一条若しくは

う。 害手当金又は障害一時金(以下この条において「障害手当金等」とい 項に規定する障害認定日等」と、 とあるのは 害手当金又は障害 六十一条又は第七十九条」と読み替えるものとする。 第七十八条第一項」 第六十一条又は第七十九条」と、 は第七十八条第一 は 第七十八条第一項」とあるのは「第二十九条第二項、 おいて二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有するものの障 「次項に規定する障害認定日等に」 障害手当金等」 第四項に規定する障害認定日等に」と、 「障害認定日等が」と、 と、 一項中 一条又は第七十九条」 \bigcirc 「第二十八条第二項、 第二十八条第二項 「第二十八条第二項、 と 「次項及び第三項」と、 「以下この章 Ł, 項 「当該年金たる給付」とあるのは 一時金の支給について準用する。 とあるのは とあるのは 「障害認定日前」 (第四項及び第九十七条第二項を除く。 「年金たる給付」とあるのは「障害手当金 第四十三条第一項、 第四十三条第 第 第四十三条第 「第二十九条第二項、 前項中 一項中 「年金たる給付の」とあるのは と、 第二十九条第一 「障害認定日」とあるのは とあるのは 「障害認定日に」とあるのは 「障害認定日に」とあるのは 「年金たる給付」とあるのは 項、 「障害認定日が」 項、 第六十条第一項又は 第六十条第一 「当該障害手当金等 この場合におい 項、 第六十条第 「障害認定日等前 第四十四条、 第四十四条 第四十四条、 とあるの 項又は 一項又 「第四 障 第 第

<u>|</u>厚生年金等の支給の調整) |(二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有する者に係る遺族

亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有す。診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であって、当該死第九十五条。相手国期間中に初診日のある傷病により当該傷病に係る初

るもの た 日 日の 場合にあっても、 た期間のみを有する者とみなして、 がない場合にあっては、当該死亡した者を当該資格を喪失した日前の 条又は第八十条の規定を適用する。 は、 者年金被保険者等であった期間を有するもの る日前に死亡した者であって、当該死亡した日において二以上の被用 該 直近の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であっ とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至る者 ものとみなして、 を有するに至った者がある場合における当該死亡に係る者を除く。 7 死亡した者 条第二項、 これによっても当該年金たる給付の受給権を有するに至る者がない 死亡を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権 相当する者として政令で定める者とする。第九十八条第一項におい 相手国期間 「相手国期間中に死亡した者」という。 \mathcal{O} 当該死亡した日前の直近の被用者年金被保険者等の資格を喪失し ある傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過す 前日における被用者年金被保険者等であった期間のみを有する 期間のみを有するものとみなして (当該死亡した日がその 第六十二条第二項又は第八十条第二項の規定を適用する。 (政令で定める社会保障協定に係る場合にあっては、 (政令で定める社会保障協定に係るものを除く。 第三十条第二項及び第三項、 同様とする。 0) これらの規定を適用するものとし 期間中にある者に限る。 ただし、 第三十条第三 又は相手国期間中に初診 その者の死亡を支給事由 (前項の規定により同 第四十五条、 項 第四十五 第六十 は 中に 当

2

(遺族給付の中高齢寡婦加算等の支給の調整)

七十七条第一項の規定により、同時に同一の死亡を支給事由とする二|第九十六条 第二十七条、第四十二条第一項、第五十九条第一項又は第

齢寡婦 付 \mathcal{O} 九条の六第二 済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算 高 ることが 以 五条において読み替えて準用する場合を含む。 上の 齢 支給を停止する。この場合において、 中 項 \mathcal{O} 中高齢寡婦加算の支給を停止する。 E $\overline{\mathcal{O}}$ 高 寡 加算が一 遺族 お 齢寡婦加算を支給し 婦 \mathcal{O} できる者は、 加 厚 遺族給付の中高齢寡婦加算を支給し 7 |項の規定にかかわらず、 生年金の 「遺族給付の 一以上あるときは、 地 共 済法 中高 国共済法第九十三条第一 \mathcal{O} 中高齢寡婦加算」 齢 遺族共済年 その間、 事婦婦 加算 共済年金各法の -金 の その額が最も高 他の遺族給付の (以下この項及び第九十九条第 当該最も高い遺族給付の中高 玉 |共済法の遺族 中 という。 高齢寡婦 項)及び地共済法第九十 その 定めるところにより (私学共済法第二十 間 中高齢寡婦加算 加算又は私学共 11 の支給を受け (共済年金の中 の遺族給付 他の遺族給

2 きは、 加算、 的寡婦加算を支給し 合にお む。 族 第 カュ 済法第四 できる者は、 族 その わらず、 7 **洪** 第二 厚生年金の経過的寡婦加算、 済 項 「遺族給付の経過的寡婦加算」という。 一十七条、 及び昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第四項の規定にか いて、 間 $\hat{\mathcal{O}}$ 共 地 年 -金 の 、済年金各法の定めるところにより、 共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算又は私学共済法の 規定により、 十八 その 他 当該最も高い遺族給付の経過的寡婦加算が二以上あると 経過的寡婦加算 条の二の 昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第五項 \mathcal{O} 遺族給付の 額が最も高 第四十二条第 その間、 規定によりその例によることとされる場合を含 同 時に 経過的 1 同 項、 (以下この項及び第九十九条第二項にお (T) 国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦 他の遺族給付の経過的寡婦加算の支給 ||寡婦加算の支給を停止する。 遺族給付の経過的寡婦加算を支給 の死亡を支給事由とする一 第五十九条第 その の支給を受けることが 項又は第七十七 \mathcal{O} 遺族給付の 以上 (私学共 この場 経過 の 遺 遺 条

を停止する。

第二節 発効日前の障害又は死亡に係る給付の支給の調整

書厚生年金及び障害手当金の支給の調整)(発効日前に障害認定日又は障害程度を認定すべき日がある場合にお

第九十七条 読み替えてこれらの規定を準用する。 あるのは、 るときは、 態にあり、 病により当該傷病に係る障害を支給事由とする被用者年金各法による 被用者年金被保険者等でない者が、 中に初診日のある傷病である場合に限る。 年金たる給付の受給資格要件たる障害等級に該当する程度の障害の状 手国期間 項、 第四 (政令で定める社会保障協定に係るものを除く。 [十三条第 かつ、 障害認定日が発効日前にある傷病 第九十四条第 第三十五条、 二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有す 項、 項から第三項までの規定中 第六十条第一項又は第七十八条第一項」 第五十条、 当該障害認定日において、 第六十七条又は第八十五条」と に係る初診日において相 (当該傷病が相手国期間 「第二十八条第)を有し、 当該傷

2 手国期間 度の障害の状態にあり 被用者年金被保険者等でない者が、 中に初診日のある傷病である場合に限る。 金各法による障害手当金又は障害 おいて当該傷病により当該傷病に係る障害を支給事由とする被用者年 十九条に規定する退職の日 き日等」という。 障害程度を認定すべき日又は第四十四条、 (政令で定める社会保障協定に係るものを除く。 が発効日前にある傷病 かつ (以下この項において 当該障害に係る障害認定日等において 時金の受給資格要件に該当する程 当該障害程度を認定すべき日等に)に係る初診日において相 第六十一条若しくは第七 (当該傷病が相手国期間 「障害程度を認定す を有し、

間を有する者に係る遺族厚生年金等の支給の調整)(発効日前の死亡した日に二以上の被用者年金被保険者等であった期

2 被用者年金被保険者等でない者(相手国期間中に初診日のある傷病者に限る。)が発効日前に死亡した場合であって、当該死亡した日に第九十八条、被用者年金被保険者等であった期間を有するときは、おいて二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有するときは、おいて二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有するときは、当成が大工会のである。(1) を表して、(2) を表して、(3) が発効日前に死亡した場合であって、当該死亡した日に第九十八条、被用者年金被保険者等でない者(相手国期間中に死亡した第九十八条、被用者年金被保険者等でない者(相手国期間中に死亡した第九十八条、被用者年金被保険者等でない者(相手国期間中に死亡した第九十八条、被用者年金被保険者等でない者(相手国期間中に死亡した第九十八条)

2 第 は、 日において二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有するとき を準用する。 により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡 た者に限る。 第五十二条 被用者年金被保険者等でない者 項又は第八十条第二項」とあり、 第四十五条、第六十二条又は第八十条」とあるのは 第九十五条中「第三十条第三項、 第六十九条又は第八十七条」と読み替えて同条の規定 が発効日前に死亡した場合であって、 (相手国期間中に初診日のある傷病 及 び 第四十五条第二項、 「第三十条第一 当該死亡した 「第三十七条 一項及び第三 第六十二条

の調整) (発効日前の死亡の場合における遺族給付の中高齢寡婦加算等の支給

、国民年金法又は厚生年金保険法の規定による審査請求等の手続

第十

章

雑則

例

第五十四条 (略)

(相手国法令による申請等)

第 機関等に送付するものとする。 五十五条 が当該文書を受理したときは、 に提出することができる。この場合において、当該日本国実施機関等 市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合を除く。 日本私立学校振興・共済事業団をいい、 済組合連合会又は共済組合等 に係る文書を日本国実施機関等 請等」という。)を行おうとする者は、 されている申請又は申告(以下この項において「相手国法令による申 「機構」という。 相手国法令において相手国実施機関等に対して行うことと 国家公務員共済組合連合会、 (法律によって組織された共済組合又は 遅滞なく、 (厚生労働大臣、 当該相手国法令による申請等 国家公務員共済組合又は全国 当該文書を当該相 日本年金機構 全国市町 に限る。) '村職員共 手国実施 (以下

第九十九条 時に同 \mathcal{O} 条第五項 支給を受けることができる者について準用する。 <u>___</u> 死亡を支給事由とする二以上の遺族給付の中高齢寡婦加算 第九十六条第 第六十九条第五項又は第八十七条第五項の 項の規定は 第三十七条第七項 規定により 第 Ŧī. 十 二 同

2 受けることができる者につい 死亡を支給事由とする一 第六十九条第五項又は第八十七条第五項の規定により、 第九十六条第二 一項の規定は、 一以上の遺族給付の て準用する。 第三十七条第七項 経過的 了寡婦 第五十一 加算の 同 . 時に同 条第五項 支給を

第十二章 雑則

(国民年金法又は厚生年金保険法の規定による審査請求等の手続の特

例)

の特

第百条 (略)

相手国法令による申請等)

第百 ことができる。この場合におい 組合連合会又は共済組合等 機構」という。 等」という。)を行おうとする者は、当該相手国法令による申請等に れている申請又は申告 付するものとする。 を受理したときは、 共済組合連合会を組織する共済組合を除く。)に限る。 係る文書を日本国実施機関等 一条 相手国法令において相手国実施機関等に対して行うこととさ 遅滞なく、 国家公務員共済組合連合会、 (以下この項において「相手国法令による申 (国家公務員共済組合又は全国市町村職員 (厚生労働大臣、 当該文書を当該相手国実施機関等に送 当該日本国実施機関等が当該文書 日本年金機構 全国市町 に提出する 村職員共済 (以 下

(略

(情報の提供等)

第 查会 供することができる。 社会保障協定に規定する相手国の権限のある当局又は相手国実施機関 条において 律第七条第一項に規定する医療保険各法をいう。 用法令その他関係法令の実施のために自らが保有するもの 法律による給付の受給権者に関する情報であってこの法律、 であった者、 \mathcal{O} 金に関する法律並びに医療保険各法 五.)の被保険者若しくは被保険者であった者、 権利義務に係る社会保障協定の規定の実施に必要な限度におい 確保に関する法律 十六条 (以下この条において (以下この条において 日本国実施機関等又は社会保険審査官若しくは社会保険審 「保有情報」 加入者若しくは加入者であった者又は公的年金に関する (以下この項において「日本側適用法令」 という。 相 「日本側保有機関」 手国側保有機関」) を、 (高齢者の医療の確保に関する法 保有情報の本人又はその遺族 ーという。 という。 組合員若しくは組合員 及び高齢者の医療)に対して提 は、 (以下この 日本側 という 公的年 て、 適

2~5 (略)

(戸籍事項の無料証明)

第五十七条 (略)

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

せるものとする。 第五十八条 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に行わ

<u>〜三</u> (略)

2 (略

情報の提供等)

第百二条 いて「相手国側保有機関」 する相手国の権限のある当局又は相手国実施機関等 会保障協定の規定の実施に必要な限度において、 報」という。 令の実施のために自らが保有するもの 険者若しくは被保険者であった者、 する法律 各法並びに医療保険各法 会 給権者に関する情報であってこの法律、 一項に規定する医療保険各法をいう。 加入者若しくは加入者であった者又は公的年金各法による給付の受 (以下この条において 日本国実施機関等又は社会保険審査官若しくは社会保険審査 (以下この項において「日本側適用法令」という。) を、 保有情報の本人又はその遺族の権利義務に係る社 ーという。 「日本側保有機関」 (高齢者の医療の確保に関する法律第七条第)に対して提供することができる 組合員若しくは組合員であった者 (以下この条において 及び高齢者の医療の 日本側適用法令その という。 社会保障協定に規定 (以下この条にお は、 他関係法 確保に関 公的 「保有情 0 被保 金

2~5 (略

(戸籍事項の無料

証明

第百三条 (略)

第百三条の二 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

機

構に行

一〜三 (略)

わせるものとする。

(略)

2 (略) 四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

(機構への事務の委託)

第五

十九条

(略

(経過措置)

第六十条

(略)

(実施命令)

第六十一条

(略)

(政令への委任)

術的読替えその他の社会保障協定及びこの法律の実施に関し必要な事の停止及び支給の調整に関する規定を適用する場合における必要な技る年金たる給付の支給要件、加算の要件及び額の計算並びにその支給第六十二条 前各条に規定するもののほか、公的年金に関する法律によ

において準用する場合を含む。)の規定による確認て準用する場合を含む。)、第五十条第二項及び第五十一条第二項四 第四十七条第八項(第四十八条第六項(第五十二条第六項におい

項において準用する場合を含む。)の規定による確認て準用する場合を含む。)、第六十七条第二項及び第六十八条第二五 第六十四条第八項(第六十五条第六項(第六十九条第六項におい

て準用する場合を含む。)、第八十五条第二項及び第八十六条第二六 第八十二条第八項(第八十三条第六項(第八十七条第六項におい

七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限項において準用する場合を含む。)の規定による確認

2 (略)

第百三条の三(略)(機構への事務の委託)

(経過措置)

第百四条 (略)

第百五条 (略)

(実施命令)

(政令への委任)

その他の社会保障協定及びこの法律の実施に関し必要な事項は、政令支給の調整に関する規定を適用する場合における必要な技術的読替え給付の支給要件、加算の要件及び額の計算並びにその支給の停止及び第百六条 前各条に規定するもののほか、公的年金各法による年金たる

項 は、 政令で定める。

附 則

族基礎年金の支給に関する経過措置 和六十一 年四月一日において六十歳以上である者の死亡に係る遺

第五条 及び国民年金の被保険者期間又は被用者年金制 相手国期間 (政令で定める社会保障協定に係るものを除く。 度の 元化等を図るた

の厚生年金保険法等の一部を改正する法律

(平成十九年法律第

要な事項は、 間を有し、かつ、大正十五年四月一日以前に生まれた者であって政令 令による遺族基礎年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関 で定めるものが発効日前に死亡した場合におけるこの法律及び他の法 に規定する被用者年金各法の被保険者 附則第八十六条の規定による改正前の国民年金法第五条第 政令で定める。 組合員又は加入者であった期 項

第十八条から第二 一十九条まで 削除

で定める。

附 則

族基礎年金の支給に関する経過措置 (昭和六十一 年四 |月一日において六十歳以上である者の死亡に係る遺

第五条 な事項は、 定めるものが発効日前に死亡した場合におけるこの法律及び他の法令 を有し、かつ、大正十五年四月一日以前に生まれた者であって政令で 及び国民年金の被保険者期間又は被用者年金被保険者等であった期間 による遺族基礎年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要 相手国期間 政令で定める。 (政令で定める社会保障協定に係るものを除く。

共済法による障害共済年金等の支給に関する経過措置) (初診日 が 昭 和六 + 年四 月 日 前 ある傷病による障害等に係る国

第十八条 前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害 (政令で定める社会保障協定に係るものを除く。 病気にかかり、 若しくは負傷した日が昭和六十 に係るこの法律及び他の法令に 及び国共済組合員 (相手国期 年四 月 間 日

昭 和六十 年四月 日前の死亡に係る国共済法による遺族共済年金 関する規定の適用に関し必要な事項は、

政令で定める。

時

金の支給要件又は額に

よる国共済法による障害共済年金又は障害

期間を有する者に係るものに限る。

の支給に関する経過措置)

する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。した場合における国共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関した場合における国共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関うので国共済組合員期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡第十九条。相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。

(国共済法の旧脱退一時金等の支給)

第二 が第四十二条第一項の規定により支給する退職共済年金その他の政令 者に当該脱退一時金又は特例死亡一時金を支給する。 脱退一時金又は特例死亡一時金が支給されることとなるときは、 務員等共済組合法の規定を適用したとするならば同法の規定に基づく 算入して昭和六十年国共済改正法第一条の規定による改正前の国家公 相手国期間であって政令で定めるものをその者の国共済組合員期間に 時金の受給資格要件である期間を満たさない者については、その者の 定によりなお従前の例によることとされる脱退一時金又は特例死亡 以下この項において同じ。)及び昭和六十一年四月一日前の国共済組 で定める年金である給付を受ける権利を有するときは、 合員期間を有し、 相手国期間 かつ、 (政令で定める社会保障協定に係るものを除く。 昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規 ただし、 この限りでな その者 その

ところによる。
いては、第四十六条第一項及び第二項の規定を参酌して政令で定めるがでは、第四十六条第一項及び第二項の規定を参酌して政令で定めるがです。

関する特例)
(二以上の相手国期間を有する者に係る国共済法による長期給付等に

済法による長期給付等について準用する。第二十一条第八章第四節の規定は、前三条の規定により支給する国共

る地共済法による障害共済年金等の支給に関する経過措置)(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係

第二十二条 政令で定める。 時 法律及び他の法令による地共済法による障害共済年金又は障害 び地共済組合員期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの 相 月 金 手 日 の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、 玉 期 前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害 間 病気にかかり、 (政令で定める社会保障協定に係るものを除く。 若しくは負傷した日が昭和六十一年四 及

年金の支給に関する経過措置)(昭和六十一年四月一日前の死亡に係る地共済法による遺族共済

第二十三条 相手国期間(政令で定める法会保障協定に係るものを第二十三条 相手国期間(政令で定める法会との)

(地共済法の旧脱退一時金等の支給)

第二十 除く。 第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされる脱退一 地共済組合員期間を有し 匹 以下この項において同じ。 条 相手国 期間 (政令で定める社会保障協定に かつ、)及び昭和六十 昭和六十年地共済改正法附則 一年四月 に係るも 一日前 のを

項の規 は特例 者に である給付を受ける権利を有するときは、この限りでない。 時金が支給されることとなるときは、その者に当該脱退一 L その者の 時金又は特例死亡一 条の たとするならば同法の規定に基づく脱退一 死亡一 規定による改正 定により支給する退職共済年金その他の政令で定める年金 7 地共済組合員期間に算入して昭和六十年地共済改正法第 7 は 時金を支給する。 その者の相手国期間であって政令で 時金の受給資格要件である期間 前の 地方公務員等共済組合法の規定を適用 ただし、 その者が第五十九条第 時 金又は特例 定めるも を満たさない 時金又 死亡一 のを

で定めるところによる。
については、第六十三条第一項及び第二項の規定を参酌して政令
道前項の規定により支給する脱退一時金又は特例死亡一時金の額

関する特例)(二以上の相手国期間を有する者に係る地共済法による長期給付等に

済法による長期給付等について準用する。第二十五条第九章第四節の規定は、前三条の規定により支給する地共

日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(相手国期第二十六条病気にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一学共済法による障害共済年金等の支給に関する経過措置)(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る私

は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。令による私学共済法による障害共済年金又は障害一時金の支給要件又入者期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法

間

(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。

及び私学共済加

金の支給に関する経過措置)(昭和六十一年四月一日前の死亡に係る私学共済法による遺族共済年

額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
死亡した場合における私学共済法による遺族共済年金の支給要件又は。)及び私学共済加入者期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に第二十七条。相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く

(私学共済法の旧脱退一時金等の支給)

2 第一 る年金である給付を受ける権利を有するときは、 該脱退一時金又は特例死亡一時金を支給する。ただし、 時金又は特例死亡一 共済組合法の規定を適用したとするならば同法の規定に基づく脱退 和六十年法律第百六号)第一条の規定による改正前の私立学校教職員 間に算入して私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律 \mathcal{O} 規定によりなお従前の例によることとされる脱退 その例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の 済加入者期間を有し、かつ、 十七条第 一十八条 時金の受給資格要件である期間を満たさない者については、その者 相手国期間であって政令で定めるものをその者の私学共済加入者期 以下この項において同じ。 項の規定により支給する退職共済年金その他の政令で定め 相手国期間 時金が支給されることとなるときは、 (政令で定める社会保障協定に係るものを除く 私学共済法第四十八条の二の規定により 及び昭和六十一年四月一日前の私学共 この限りでない。 時金又は特例死亡 その者が第七 その者に当 (昭

法律による給付等とみなして、この法律の規定を適用する。。)は、この法律中の相当する規定により支給する公的年金に関する公明する法律による給付及び当該給付に加算する額に相当する部分金に関する法律による給付及び当該給付に加算する額に相当する部分第三十四条 附則第三十二条の規定による廃止前の同条第一号、第三号

に関する特例) (二以上の相手国期間を有する者に係る私学共済法による長期給付等

共済法による長期給付等について準用する。第二十九条 第十章第四節の規定は、前三条の規定により支給する私学

て、この法律の規定を適用する。

で、この法律の規定により支給する公的年金各法による給付等とみなし金各法による給付及び当該給付に加算する額に相当する部分(以下こ金を法による給付及び当該給付に加算する額に相当する部分(以下この法律の規定によるを受しまり支給する公的年第三十四条 附則第三十二条の規定による廃止前の同条第一号、第三号

0 特別会計に関する法律 (平成十九年法律第二十三号) 抄 (平成二十年四月一日施行)

(傍線部分は改正部分)

(附則第百六条関係)

2 基礎年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生立金からの受入金及び同勘定に所属する積立金から補足するものとする。	(年金特別会計の基礎年金勘定の積立金として積み立てるものとす 部二十二条 当分の間、基礎年金勘定において、毎会計年度の歳入歳 者たる共済組合等(第百十一条第一項第一号ロに規定する年金保険 者たる共済組合等をいう。第三項において、毎会計年度の歳入歳 源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとす る。	改正案
及び同項の積立金から生ずる収入は、基礎年金勘定の歳入とする。2 第百十一条第一項の規定によるほか、前項の積立金からの受入金	五条第三項の規定による基礎年金勘定の積立金について準用する。 (年金特別会計の基礎年金勘定の積立金の特例) 附 則	現

6 (略)	労働大臣は	現金を繰り	払上現金に	5 第十五条	同勘定の歳
	あらかじめ財政	現金を繰り替えて使用することができる。	,上現金に不足がある場合には	第十五条第五項の規定にかかわらず、	勘定の歳入とする。
	伤大臣の承認を 紹		`.	•	
	あらかじめ財務大臣の承認を経なければならない。	この場合において、	同勘定に所属する積立金に属する	基礎年金勘定において	
	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	厚生	属する	て、 支	

り替えて使用することができる。この場合において、厚生労働大臣払上現金に不足がある場合には、第一項の積立金に属する現金を繰 は、 あらかじめ財務大臣の承認を経なければならない。

4 (略)

第十五条第五項の規定にかかわらず、 基礎年金勘定において、

支

3

- 828 -

0 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号) 抄 (平成二十二年四月一日施行)

(傍線部分は改正部分)

(附則第百七条関係)

実施機関(厚生年金保険法第二条の	3 厚生年金勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 2 (略) ニ〜へ (略)	ハ 実施機関たる共済組合等への交付金 二 歳出 ニ 歳出	からの拠出金 (以下この節において「実施機関たる共済組合等」という。)ロ 国民年金法第五条第九項に規定する実施機関たる共済組合等イ (略)	第百十一条 基礎年金勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとす(歳入及び歳出) 改 正 案
イー厚生年金保険事業の保険料	3 厚生年金勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 2 (略) ニ〜へ (略)	ハ 年金保険者たる共済組合等への交付金二 歳出ハ・ニ (略)	一 (以下 で (以下 で (以下 で (以下 で (以下	9 第百十一条 基礎年金勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとす(歳入及び歳出) 現 行

機関をい 厚生労働 大臣を除く。 IJ 下この 節において同じ。

ハ ~ ヲ から の拠出金

(略)

歳出

イ 厚生年金保険 0 実施者たる政府に係る厚生年金保険事業の保

険給付費

実施機関 0 交付

ハ〜〜 (略)

4 6

略)

業務勘定における歳入及び歳出は、 次のとおりとする。

イ~ト (略)

歳入

歳出 金保険事業並びに健康保険及び船員保険に関し政府が行う業務 国民年金事業、 厚生年金保険

 \mathcal{O}

実施者たる政

府

に係る厚

からの拠出金の徴収に係る業務取扱費 の業務取扱費並びに児童手当法第二十条第一項第一号の事業主

口 るものを除く。) 措置に要する経費 びに厚生年金保険法第七十九条第一項及び第二項の規定による 国民年金法第七十四条第一項及び第二項の規定による措置 (実施機関及び日本年金機構が行う措置 に係 並

ハ~へ (略

他の 勘定への繰入れ)

第百十四条 から基礎年金勘定に繰り入れるものとする。 次に掲げる額の合計額に相当する金額は、 国民年金勘定

> ロ〜ル (略

歳出

イ 厚生年金保険事業の保険給付費

ロ〜ホ 略

4 6 略

業務勘定における歳入及び歳出は、 次のとおりとする。

歳入

イ~ト

略

歳出

イ 条第一 険に関し政府が行う業務の業務取扱費並びに児童手当法第二十 国民年金事業、 項第一号の事業主からの拠出金の徴収に係る業務取扱費 厚生年金保険事業並びに健康保険及び 船 員保

口 措置に要する経費 びに厚生年金保険法第七十九条第一項及び第二項の規定による 国民年金法第七十四条第一項及び第二項の規定による措置並 日 本年金機構が行う措置に係るものを除く

ハ~へ 略

(他の勘定への繰入れ)

第百十四条 から基礎年金勘定に繰り入れるものとする。 次に掲げる額の合計額に相当する金額は、 国民年金勘定

4 に規定する政令で定めるところにより算定し 象額 険料 は各実施機関たる共 替えて適用 昭 和 六十年国民年金等改正法附則 という。 拠出 金算定対象額 する国民年 から当該額 済 組合等に係る同 金法第八十 (次項に に厚生年金保険の おい 五. 第三十四条第二項に 条第 法第九十四条の三 て 「保険 た率を乗じて得 項 第 実施者たる政 料 号に規 拠 出金算定 お 第 定 V た額 7 す 項 Ź 府

二~四 (略)

を合算した額を控除

した額

2 る国 か により算定した率を乗じて得た額に相当する金額は、 5 保険料 基 [民年金法第九十四条の三第一項に規定する政令で定めるところ 礎年金勘定に繰り入れるものとする。 拠出金算定対象額に厚生年 金保 険 \mathcal{O} 実施者たる政府に係 厚生年金 勘定

3~5 (略)

6 置に 扱費、 充てるために必要な額に相当する金額 立 定 に繰 厚 政法人への出資金又は 要する経費、 生 り 厚生年金保険法第七十九条第一項及び 年 -金保険 入れ るもの \mathcal{O} 日本年金機 実 施 とする 者 たる政 独立 構 一行政法 府 の交付金、 に 係 る厚生 人福 は、 祉医療機構 厚生年金勘 第二 年 年 -金積立· 金 |項の規定による措 保険 金管理運 定から業務勘 事 の交付・ 業 0 業務取 金に 用 独

7~9 (略)

(厚生年金勘定の積立金)

第 百十 者 たる政 余金を生じた場合には、 繰入金 府に係る 厚生年 の財源に充てるために必要な金額を、 る厚生年金保険 金勘定におい 当 コ該剰余 て、 事業の保険給付費及び基礎年 金 毎 会計 のうち、 年 度 厚 \mathcal{O} 生年 歳 積立金として 入歳 -金保険 出 \mathcal{O} 金勘定 決算上 \mathcal{O} 積み 実施

> 又は各 対象額 保険料 額を合算した額を控除 項に規定する政令で定めるところにより算定し み替えて適用する国 昭 和 六十 年 金保険者たる共 という。 拠出金算定対象額 年 国民年金等改正 から当該額に厚生年金保 民年金法 した額 済 組 (次項において 第八 法附則第三十 合等に係る同 十五 条第 法第 应 保 険 項 条第二 た率を乗じ 九 険 第 \mathcal{O} 管掌者 十四条の三 料 号に 項 E 拠 たる政 規 出 お 金算 て得 定す 1 第 て た 府 定 る

二~四 (略)

2 から基準 る国民年金法第九十四条の三第一項に規定する政 により算定した率を乗じて得た額に相当する金 保 険料 礎年金勘定に繰り入れるものとする。 拠出金算定対象額に厚生年金保 険 \mathcal{O} 額 管 「掌者たる政 は、 令で定めるところ 厚生年金 以府に係 勘

3~5 (略)

6 人福祉 項及び第二項の は、 付 厚生. 金 厚生 年 医 年 唇機構 -金積立· -金保険 年金勘定から業務勘 金管理運用 規定による措置に要する経 事 業 の交付金に の業務取 独 定に繰り 充てるために必 <u>\f</u> 扱 費、 行政法人への 厚生年 入れるもの 費、 金 出資 要な 保 険 日 本年金 とす 額に 法第七 金又は独 相当 + 「する金 立 構 九 行 へ の 政 法 交

7~9 (略)

(厚生年金勘定の積立金)

第 な金額を、 百十六条 保険給付費及び 剰余金を生じた場合には、 厚生年· 積立金として積み立てるものとする。 基礎年 金 勘 -金勘定 定にお 当該剰 0) て、 繰入金 余金のうち、 毎会計 一の財 年 度 源 12 厚 \mathcal{O} 生年 充てるため -金保険 歳 決算 事 ·業の 必

立てるものとする。

2

3

(略

4 金保険 るために必要がある場合には、 定の歳入に繰り入れることができる。 第 事業の保険給付費及び基礎年金勘定への繰入金の財源に充て 項の積立金は、 厚生年金保険の実施 予算で定める金額を限り、 者たる政府に係る厚

厚生年金

(受入金等の過不足の調

第百二十条 年度における第百十四条第一項、国民年金法第九十四条の二第一項 民年金勘定等」という。)から受け入れた金額が、 年金勘定又は各実施機関たる共済組合等 対して超過し、 又は第二項の規定により国民年金勘定等から受け入れるべき金額に 基礎年金勘定において、 又は不足する場合には、 每会計年度国民年金勘定、 次に定めるところによる。 (以下この項において「国 それぞれ、 当該 厚生

略

前 項 0 規定は、 次に掲げる場合について準用する。

2

一~六 略)

七 る場合 該年度における厚生年金保険法第八十四条の四 実施機関から受け入れるべき金額に対して超過し 毎会計年度実施! 関 から 厚生年 金 勘 定に 受け 第 れ 項の規定によ 又は不足す 額 が 当

八

略

附 則

> 2 3 略

生年

4 勘定 定める金額を限り、 第 の繰入金の財源に充てるために必要があ 項の 積立金は、 厚生年金勘定の歳入に繰り入れることができる 厚生年金保険事業の保険給付費及び基礎 る場 %合には、 予算で 年金

(受入金 等の過不足の調

第百二十条 に対して超過し、 項又は第二項の規定により国民年金勘定等から受け入れるべき金額 該年度における第百十四条第一項、国民年金法第九十四条の二第一 国民年金勘定等」という。)から受け入れた金額が、 年金勘定又は各年金保険者たる共済組合等 基礎年金勘定において、 又は不足する場合には、 每会計年度国民年金勘定、 次に定めるところによる (以下この それぞれ、 項において「 当

略

前項 \mathcal{O} 規定は、 次に掲げる場合について準用する。

~ 六 略 2

七 略

附 則

(年金特別会計の基礎年金勘定の積立金の特例)

第二十二条 る共済 たる共済組合等 給 出 充てるために必要な金額を、 付費、 決算上 組 合等をいう。 国民年金勘定及び厚生年金勘定 剰余金を生じた場合には、 当分の間、 (第百十一条第一項第一号口 第三項において同じ。 基礎年金勘定に 積立金として積み立てるものとする。 当 おい 該剰余金のうち、 への繰入金並びに実 て、 に規定する実施機関た 毎会計年度の歳 \mathcal{O} 交付 金の 基礎年金 対源に 施 入歳 機 関

2 (略)

3 交付金 額を 定及び厚生年金勘定への繰入金並びに実施機関たる共済組合等 限 礎年金勘定に所属する積立金は、 り、 \mathcal{O} 財源に充てるために必要がある場合には、 基礎年金勘定の歳入に繰り入れることができる。 基礎年金給付 費、 予算で定め 国民年 る金 金 0) 勘

4~6 (略)

(厚生年金勘定の歳入及び歳出の特例)

第二十 金保険法等の一 おい 定による納付金は、 -四条 て 「平成: 当分の間 部を改正する法律 八年厚生年金等改正法」 第百十一条第三項 厚生年金勘定の歳入とする。 (平成; という。 0 八年法律第八十二号。 規定によるほ 附 則第一 か、 厚生年 次項 条 \mathcal{O}

2 が 二条第一 則 該年度において平成八年厚生年金等改正法附則第二十条の 第 項 二十条の規定により平成八年厚生年金等改正法附則第 条第 に規定する存続 項 \mathcal{O} 規 定 脱組合か は 毎会計 ら厚 生年 年 度平 金 勘 成 定に受け 八 年 厚 生 年 れ 金等改 た金 <u>二</u>十 規 額 正

(年金特別会計の基礎年金勘定の積立金の特例

第 給付費、 る。 源に充てるために必要な金額を、 者たる共 者たる共済組合等 出 一十二条 の決算上剰余金を生じた場合には、 済 国民年金勘定及び厚生年金勘定 当分の間、 組合等をいう。 (第百十一条第一項第一号ロに規定する年金保険 基礎年金勘定において、 第三項において同じ。 積立金として積み立てるものとす 当該剰余金のうち、 の繰入金並びに年 毎会計年度の 0) 交付 基礎 金保険 歳 金 の財 入歳 年 金

2 (略)

3 の交付金の 定及び厚生年金勘定 金 額を限り、 基礎年金勘定に所属する積立金は、 の財源に充てるために必要がある場合には、 基礎年金勘定の歳入に繰り入れることができる。 への繰入金並びに年金保険者たる共済組 基礎年金 給付 予算で定 国 民 合等 年 金

4~6 (略)

(厚生年金勘定の歳入及び歳出の特例)

2 第 金保険法院 及び第一 別において「平成八年厚生年金等改正法」という。 険法等の 十四 生 法 第 年 第 每会計年度厚生年金保険法附則第十八条第 百 石条の 金勘定に受け入れた金額が 条 一十条の 附則第十八条第一 · 条 第 部を改正する法律 当分の 第 規定による納付金は、 間 項 項 \mathcal{O} 規 第百十一条第三項の規 に規定する年 定 項 は の規定による拠出 (平成八年法律第八 次に 掲げる場合に 当該年度に 金保険者 厚生年金勘定の たる共済 定によるほか、 おい 金並びに厚生 項 十二号。 \mathcal{O} て同法 附則第十九条 規定により 歳入とする。 組 合等 準 附 用 次 でする。]則第 年 項 厚 カュ 金保 生年 同

準用する。	定による納付金の金額に対して超過し、
	又は不足する場合について

する場合 八条第一項の規定による拠出金の金額に対して超過し、 又は不足

二 毎会計年度平成八年厚生年金等改正法附則第二十条の規定によ り平成八年厚生年金等改正法附則第三十二条第二項に規定する存 平成八年厚生年金等改正法附則第二十条の規定による納付金の金 続組合から厚生年金勘定に受け入れた金額が、 当該年度において

額に対して超過し、

又は不足する場合

- 834 -